

この資料における用語等の意義については、次のとおりです。

- ◎ 刑法犯…「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
- ◎ 特別法犯…刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪並びに交通法令違反以外の罪をいい、条例に規定する罪を含む。
- ◎ 包括罪種…刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものを使う。
- 凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等
- 粗暴犯…凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- 窃盗犯…窃盗
- 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
- 風俗犯…賭博、わいせつ
- その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- ◎ 街頭犯罪等…強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい、住宅対象の侵入盗（空き巣、忍込み、居空き）をいう。
- ◎ 入口型非行…万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。
- ◎ 少年…20歳未満の者をいう。
- ◎ 犯罪少年…罪を犯した少年をいう（少年法第3条第1項第1号）。
- ◎ 触法少年…14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう（少年法第3条第1項第2号）。
- ◎ 刑法犯少年…刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- ◎ 触法少年（刑法）…刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ◎ 特別法犯少年…特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- ◎ 触法少年（特別法）…特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ◎ ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう（少年法第3条第1項第3号）。
- ◎ 非行少年…犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- ◎ 不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

- ◎ 非行歴…過去に、警察に犯罪少年として検挙され、又は触法少年若しくはぐ犯少年として補導された経験をいう。
- ◎ 補導歴…過去に、警察に不良行為少年として補導された経験をいう。
- ◎ 非行率…少年人口1,000人当たりに占める、刑法犯少年及び触法少年（刑法）の割合をいう。
- ◎ 福祉犯…少年の心身に有害な影響を与える、少年の福祉を害する犯罪をいう。
- ◎ 校内暴力…警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。

「校内暴力事件」とは、学校内における①教師に対する暴力事件②生徒間の暴力事件③学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

- ◎ いじめ…平成25年以降の数値は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に規定する「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を示す。

また、平成24年以前の数値は、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まないもの」を示す。

なお、「いじめに起因する事件」とは、いずれも警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

【参考】

- ※ 本資料中、平成24年中の清水署は同年1月から3月まで、平成26年中の本山署及びいの署は同年1月から3月まで、平成26年中の高知東署は同年4月から12月まで、平成28年中の香南署及び香美署は同年1月から3月までの数値となっています。
- ※ 昭和43年までの統計には、刑法犯検挙人員に道路交通法違反検挙人員を含んでいましたが、昭和44年以降は道路交通法違反検挙人員を除いた数値となっています。
- ※ 図表等の構成比については、小数点第二位以降を四捨五入していることから、数値の合計が100%にならない場合があります。
- ※ 表中の増減欄の「△」は、減少を示します。
- ※ 本資料中、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例は「迷惑防止条例」、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律は「児童買春・児童ポルノ禁止法」、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律は「風営適正化法」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」、出入国管理及び難民認定法は「入管法」と、それぞれ略して表記しています。また、「青少年保護育成条例」には、高知県以外の都道府県における青少年保護育成条例を含んでいます。

目 次

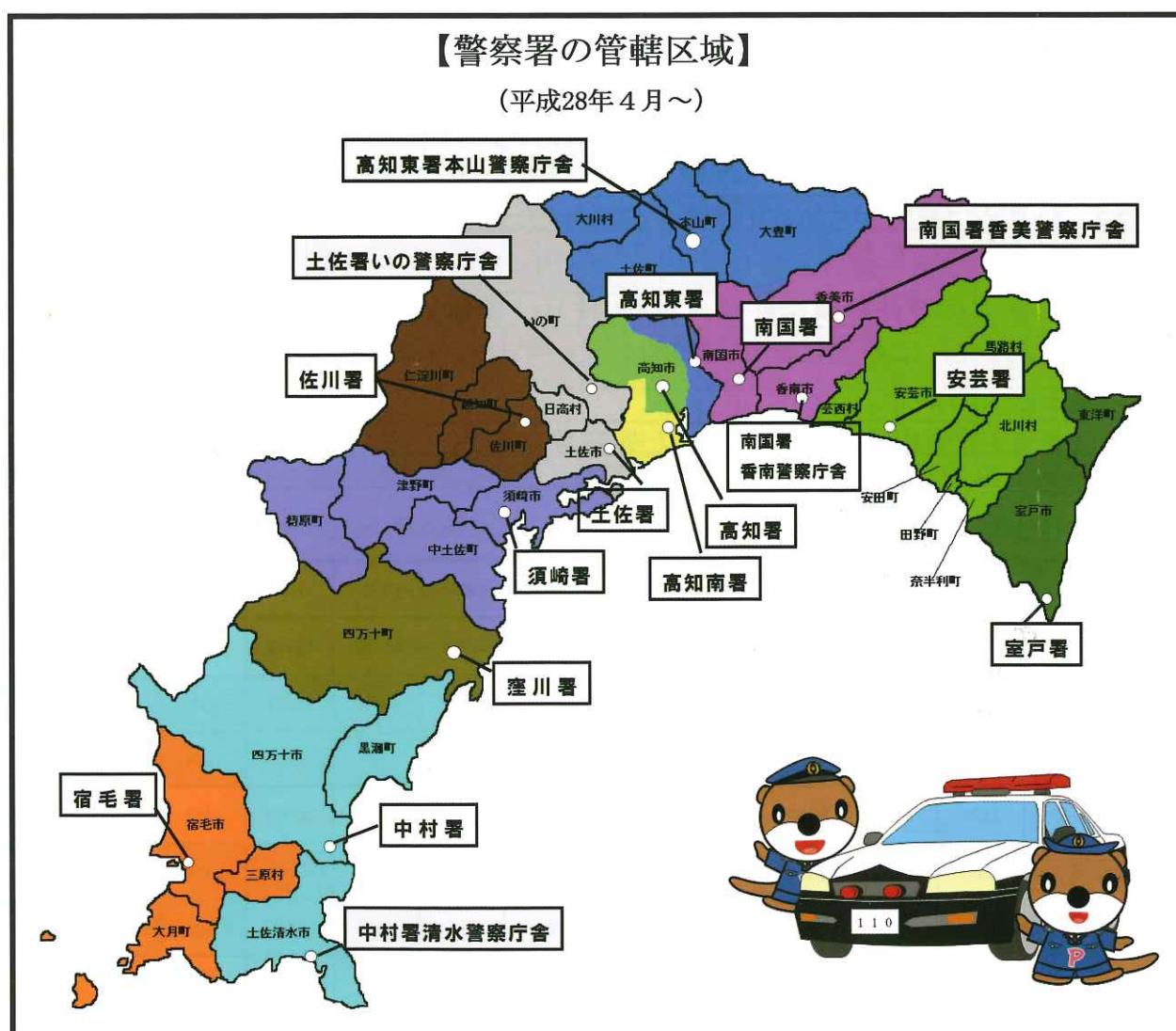
第1 少年非行の概要（平成30年）	1
1 全国	1
(1) 概要 (2) 特徴 (3) 非行少年等の推移	
2 高知県	2
(1) 概要 (2) 特徴 (3) 非行少年等の推移	
第2 刑法犯	3
1 刑法犯少年・触法少年（刑法）の推移	3
(1) 全国における刑法犯少年・触法少年（刑法）の推移	
(2) 高知県における刑法犯少年・触法少年（刑法）の推移	
ア 第2-1-(1) 関係 全国における刑法犯少年・触法少年（刑法）の推移（グラフ）	4
イ 第2-1-(2) 関係 高知県における刑法犯少年・触法少年（刑法）の推移（グラフ）	4
2 四国4県の刑法犯少年・触法少年（刑法）	5
(1) 概要 (2) 推移	
(3) 四国4県の非行率・再非行率・少年の占める割合の推移	6
3 高知県の刑法犯少年・触法少年（刑法）の概要	7
(1) 概要 (2) 特徴	
4 刑法犯少年・触法少年（刑法）の警察署別検挙・補導状況	8
(1) 概要 (2) 警察署別検挙・補導状況 (3) 推移	
5 刑法犯少年・触法少年（刑法）の学職別検挙・補導状況	9
(1) 概要 (2) 推移	
6 刑法犯少年・触法少年（刑法）の罪種別検挙・補導状況	10
(1) 概要 (2) 推移	10
(3) 窃盗犯少年の状況	11
ア 概要 イ 学職別状況	11
ウ 窃盗犯少年の推移	12
7 刑法犯少年・触法少年（刑法）の年齢別検挙・補導状況	12
(1) 概要	12
(2) 推移	13
8 刑法犯少年・触法少年（刑法）の非行動機・原因別状況	13
9 刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行状況	14
(1) 概要 (2) 再非行状況	14
(3) 推移	15
10 入口型非行の検挙・補導状況	15
(1) 概要	15
(2) 推移 (3) 万引き	16
11 街頭犯罪等の状況	17
(1) 概要 (2) 罪種別状況 (3) 学職別状況 (4) 推移	

目 次

12 刑法犯女子少年・触法女子少年（刑法）の検挙・補導状況	18
(1) 罪種別状況 (2) 学職別状況	18
(3) 窃盗犯女子少年の検挙・補導状況 (4) 推移	19
13 校内暴力事件	20
14 いじめに起因する事件	20
(1) 検挙件数・人員 (2) いじめに起因する事件（推移）	
15 刑法犯被害少年の状況	21
(1) 概要 (2) 推移	
第3 特別法犯	22
1 概要	22
2 学職別・年齢別の状況	22
(1) 学職別状況	22
(2) 年齢別状況	23
3 推移	23
4 少年の薬物乱用の推移【過去20年間の推移】	23
第4 ぐ犯・不良行為少年	24
1 概要	24
2 ぐ犯少年の状況	24
3 不良行為少年の状況	24
(1) 行為別状況 (2) 学職別状況	24
(3) 不良行為少年女子状況 (4) 居住地別状況	25
4 推移	25
第5 行方不明少年	26
1 概要	26
2 動機・原因別状況	26
3 推移	26
第6 福祉犯の取締り	27
1 概要	27
2 法令別検挙状況	27
第7 少年相談	28
1 概要	28
2 相談内容別状況	28
(1) 特徴 (2) 推移	
3 相談者別状況	28
第8 児童虐待	29
1 児童虐待とは	29
2 児童虐待への適切な対応	29
3 警察による児童虐待の対応状況	29

目 次

第9 少年の交通違反	30
1 概要	30
2 推移	30
3 悪質性・危険性の高い交通違反	30
第10 スクールサポーター	31
第11 少年警察ボランティア活動	31
第12 自転車盗難被害防止モデル校活動	32
1 活動内容	32
2 自転車盗難被害認知件数の推移	32
3 自転車盗難被害防止モデル校指定状況	33
4 活動事例	33
第13 いじめ防止対策	34
第14 少年を取り巻く有害環境の浄化対策	34
1 有害環境の浄化対策	34
2 インターネット安全利用にかかる被害防止	35



第1 少年非行の概要 [平成30年]

2

1 全国

(1) 概要

ア 刑法犯少年・触法少年（刑法）は30,458人で、前年に比べて4,650人減少（前年比-13.2%）した。

（ア）刑法犯少年は23,489人で、前年に比べて3,308人減少（-12.3%）した。

（イ）触法少年（刑法）は6,969人で、前年に比べて1,342人減少（-16.1%）した。

イ 特別法犯少年・触法少年（特別法）は4,987人で、前年に比べて784人減少（-13.6%）した。

（ア）特別法犯少年は4,354人で、前年に比べて687人減少（-13.6%）した。

（イ）触法少年（特別法）は633人で、前年に比べて97人減少（-13.3%）した。

ウ ぐ犯少年は1,150人で、前年に比べて43人増加（+3.9%）した。

エ 不良行為少年は404,754人で、前年に比べて71,530人減少（-15.0%）した。

(2) 特徴

ア 刑法犯少年は平成16年から15年連続、触法少年（刑法）は平成22年から9年連続でそれぞれ減少した。

特別法犯少年は平成24年から7年連続、触法少年（特別法）は平成25年から6年連続でそれぞれ減少した。

イ 刑法犯検挙・補導総人員（213,063人）に占める刑法犯少年・触法少年（刑法）（30,458人）の割合は14.3%で、前年に比べて1.4ポイント減少した。

ウ 刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率は29.9%（30,458人中9,122人）で、前年に比べて0.4ポイント増加した。

エ いじめに起因する事件の検挙・補導件数は152件で、前年に比べて3件減少した。
また、検挙・補導人員は229人で、前年に比べて16人減少した。

オ 児童虐待事件の検挙件数（1,380件）、検挙人員（1,419人）及び被害児童数（1,394人）は前年に比べて増加し、いずれも統計を取り始めた平成11年以降で最も多くなった。

また、児童虐待事件で死亡した児童数（無理心中及び出産直後の殺人等を除く）は22人で、前年に比べて18人減少した。

(3) 非行少年等の推移

年別区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比	増減率
刑法犯	108,311	103,573	94,312	79,393	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	△ 4,650	△ 13.2%
刑法犯少年	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	△ 3,308	△ 12.3%
触法少年（刑法）	18,029	17,727	16,616	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	△ 1,342	△ 16.1%
特別法犯	7,920	8,264	9,010	7,654	6,771	6,521	6,212	6,031	5,771	4,987	△ 784	△ 13.6%
特別法犯少年	7,000	7,477	8,033	6,578	5,830	5,720	5,412	5,288	5,041	4,354	△ 687	△ 13.6%
触法少年（特別法）	920	787	977	1,076	941	801	800	743	730	633	△ 97	△ 13.3%
ぐ犯少年	1,258	1,250	1,016	993	959	1,066	1,089	1,064	1,107	1,150	43	3.9%
不良行為少年	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284	404,754	△ 71,530	△ 15.0%

2 高知県

(1) 概要

ア 刑法犯少年・触法少年（刑法）は154人で、前年に比べて3人増加（前年比+2.0%）した。

（ア）刑法犯少年は108人で、前年に比べて4人増加（+3.8%）した。

（イ）触法少年（刑法）は46人で、前年に比べて1人減少（-2.1%）した。

イ 特別法犯少年・触法少年（特別法）は16人で、前年に比べて6人減少（-27.3%）した。

（ア）特別法犯少年は15人で、前年に比べて6人減少（-28.6%）した。

（イ）触法少年（特別法）は1人で、前年と同数となった。

ウ ぐ犯少年の補導はなかった。（前年比-3人）

エ 不良行為少年は1,725人で、前年に比べて373人減少（-17.8%）した。

(2) 特徴

ア 刑法犯少年・触法少年（刑法）は、昭和24年以降最少であった平成29年より若干増加するも、ほぼ同水準となった。

イ 刑法犯少年・触法少年（刑法）のうち、学職別では、中学生が45人【刑法犯少年・触法少年（刑法）検挙・補導人員全体の29.2%】と最も多く、罪種別では窃盗犯が112人【72.7%】で最も多くなった。

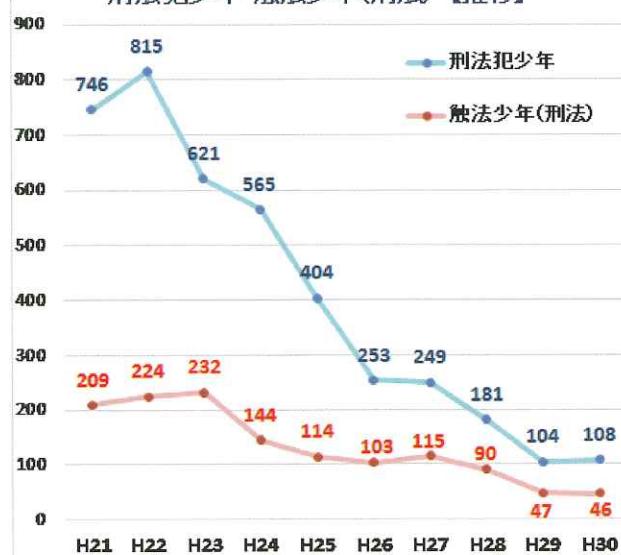
ウ 特別法犯少年・触法少年（特別法）のうち、学職別では、高校生が7人【特別法犯少年・触法少年（特別法）検挙・補導人員全体の43.8%】と最も多く、罪種別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が5人【31.3%】で最も多くなった。

エ 不良行為少年のうち、学職別では、高校生が561人【不良行為少年全体の32.5%】と最も多く、行為別では、喫煙が685人【39.7%】で最も多くなった。

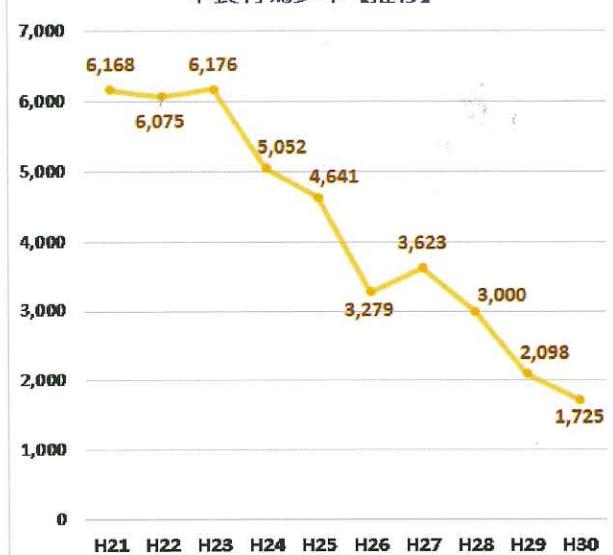
(3) 非行少年等の推移

区分	年別										前年比	増減率
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
刑 法 犯	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3	2.0%
刑 法 犯 少 年	746	815	621	565	404	253	249	181	104	108	4	3.8%
触 法 少 年(刑法)	209	224	232	144	114	103	115	90	47	46	△1	△ 2.1%
特 別 法 犯	28	24	41	26	17	26	42	22	22	16	△ 6	△ 27.3%
特 別 法 犯 少 年	21	22	33	26	16	24	39	17	21	15	△ 6	△ 28.6%
触 法 少 年(特別法)	7	2	8	0	1	2	3	5	1	1	0	0.0%
ぐ 犯 少 年	2	3	2	0	0	1	3	2	3	0	△ 3	△ 100.0%
不 良 行 為 少 年	6,168	6,075	6,176	5,052	4,641	3,279	3,623	3,000	2,098	1,725	△ 373	△ 17.8%
総 計	7,153	7,141	7,072	5,787	5,176	3,662	4,032	3,295	2,274	1,895	△ 379	△ 16.7%

刑法犯少年・触法少年（刑法）【推移】



不 良 行 為 少 年 【推移】



第2 刑法犯

1 刑法犯少年・触法少年（刑法）の推移

(1) 全国における刑法犯少年・触法少年(刑法)の推移

	刑法犯少年・ 触法少年(刑法)	刑法犯少年	触法少年(刑法)
昭24	123,390	107,071	16,319
25	148,875	121,003	27,872
26	157,563	126,519	31,044
27	133,744	106,831	26,913
28	115,947	90,588	25,359
29	109,787	85,504	24,283
30	111,126	87,789	23,337
31	114,632	89,789	24,843
32	128,845	100,791	28,054
33	136,236	107,442	28,794
34	152,998	118,087	34,911
35	167,408	121,634	45,774
36	185,395	131,293	54,102
37	189,611	135,879	53,732
38	193,297	142,053	51,244
39	195,540	151,346	44,194
40	185,229	145,626	39,603
41	182,255	148,249	34,006
42	160,380	129,523	30,857
43	147,354	117,125	30,229
44	138,677	107,312	31,365
45	148,022	113,295	34,727
46	141,197	107,107	34,090
47	136,980	100,851	36,129
48	146,957	108,211	38,746
49	151,631	115,453	36,178
50	152,382	116,782	35,600
51	150,164	115,628	34,536
52	154,536	119,199	35,337
53	177,719	136,801	40,918
54	184,839	143,158	41,681
55	219,956	166,073	53,883
56	252,808	184,902	67,906
57	257,856	191,930	65,926
58	261,634	196,783	64,851
59	248,540	192,665	55,875
60	250,132	194,117	56,015
61	235,176	185,373	49,803
62	227,978	187,192	40,786
63	231,210	193,206	38,004
平元	199,644	165,053	34,591
2	182,328	154,168	28,160
3	177,097	149,663	27,434
4	157,167	133,882	23,285
5	158,300	133,132	25,168
6	155,079	131,268	23,811
7	149,137	126,249	22,888
8	156,823	133,581	23,242
9	178,950	152,825	26,125
10	184,290	157,385	26,905
11	164,224	141,721	22,503
12	152,813	132,336	20,477
13	158,721	138,654	20,067
14	162,252	141,775	20,477
15	165,943	144,404	21,539
16	155,038	134,847	20,191
17	144,234	123,715	20,519
18	131,604	112,817	18,787
19	121,128	103,224	17,904
20	108,534	90,966	17,568
21	108,311	90,282	18,029
22	103,573	85,846	17,727
23	94,312	77,696	16,616
24	79,393	65,448	13,945
25	69,061	56,469	12,592
26	60,207	48,361	11,846
27	48,680	38,921	9,759
28	40,103	31,516	8,587
29	35,108	26,797	8,311
30	30,458	23,489	6,969

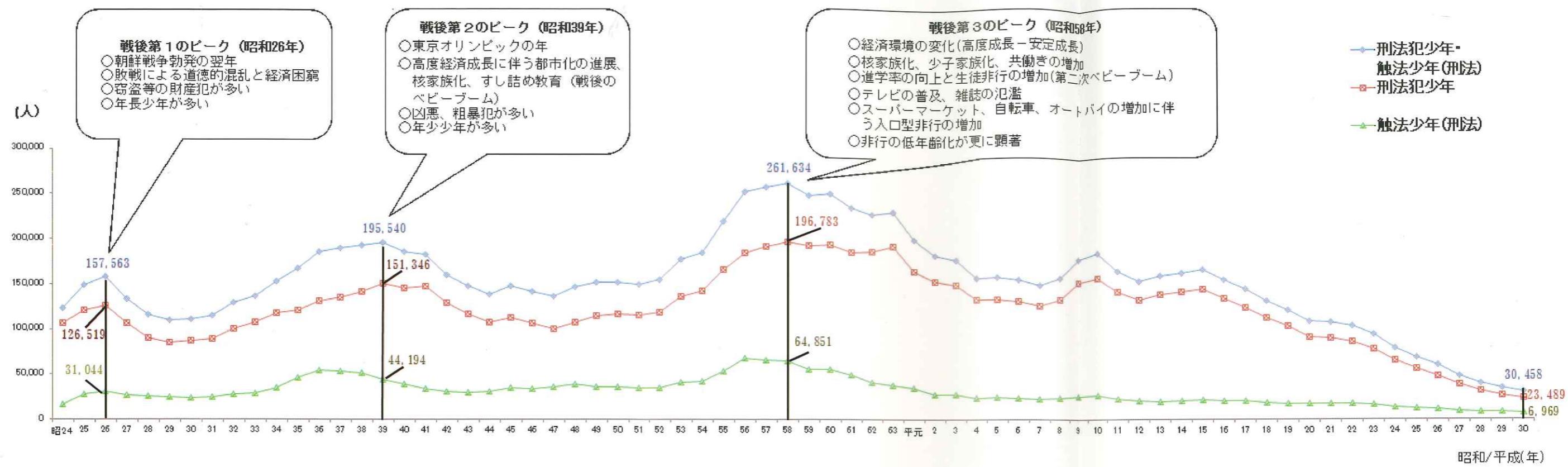
(2) 高知県における刑法犯少年・触法少年(刑法)の推移

	刑法犯少年・ 触法少年(刑法)	刑法犯少年	触法少年(刑法)
昭24	847	760	87
25	1,418	1,161	257
26	1,491	1,165	326
27	1,347	1,005	342
28	994	773	221
29	1,090	847	243
30	1,113	869	244
31	1,127	884	243
32	1,269	1,008	261
33	1,297	1,035	262
34	1,407	1,123	284
35	1,679	1,185	494
36	2,116	1,473	643
37	2,195	1,444	751
38	2,241	1,516	725
39	2,363	1,751	612
40	2,310	1,798	512
41	2,082	1,828	254
42	2,021	1,757	264
43	2,128	1,900	228
44	1,473	1,223	250
45	1,420	1,133	287
46	1,148	959	189
47	1,357	1,060	297
48	1,383	1,067	316
49	1,121	814	307
50	1,114	865	249
51	1,216	1,012	204
52	1,159	894	265
53	1,341	1,080	261
54	1,336	1,020	316
55	1,491	1,088	403
56	1,651	1,121	530
57	1,638	1,156	482
58	1,749	1,329	420
59	1,601	1,305	296
60	1,664	1,249	415
61	1,631	1,298	333
62	1,473	1,167	306
63	1,307	1,039	268
平元	1,552	1,183	369
2	1,417	1,116	301
3	1,225	959	266
4	1,127	870	257
5	1,153	865	288
6	1,148	876	272
7	1,366	1,036	330
8	1,150	906	244
9	1,383	1,129	254
10	1,587	1,318	269
11	1,458	1,173	285
12	1,040	815	225
13	1,242	999	243
14	1,384	1,100	284
15	1,413	1,092	321
16	1,370	1,061	309
17	1,253	941	312
18	1,054	744	310
19	990	729	261
20	959	768	191
21	955	746	209
22	1,039	815	224
23	853	621	232
24	709	565	144
25	518	404	114
26	356	253	103
27	364	249	115
28	271	181	90
29	151	104	47
30	154	108	46

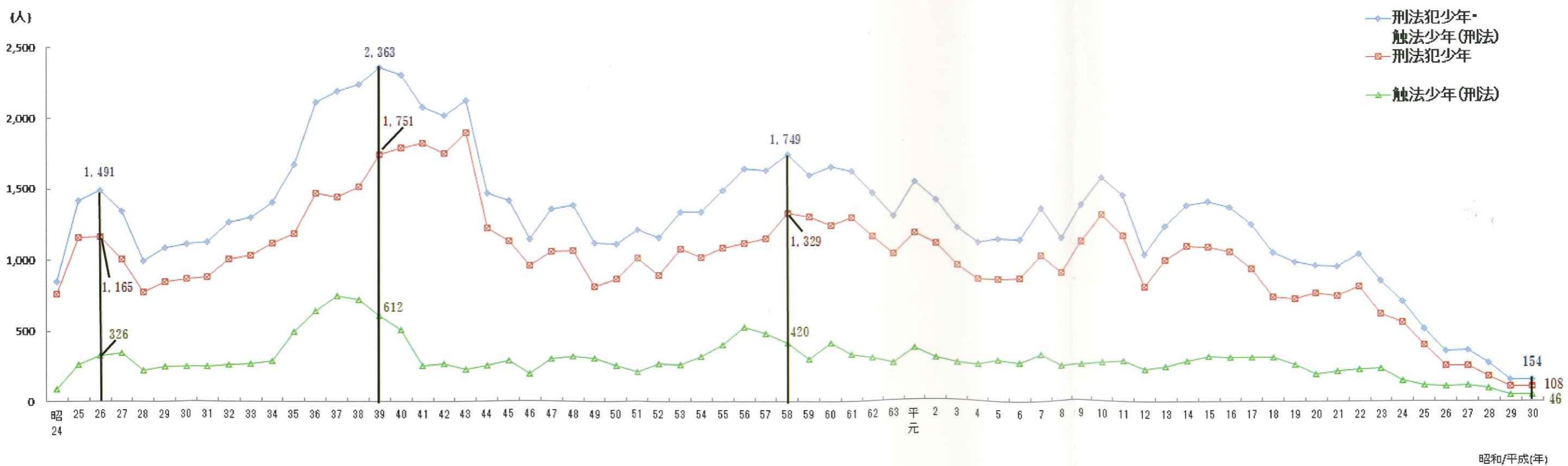
*昭和43年と昭和44年の間の

-----は、表記用語説明中【参考】に記載のとおり。

第2-1-(1) 全国における刑法犯少年・触法少年(刑法)の推移



第2-1-(2) 高知県における刑法犯少年・触法少年(刑法)の推移



2 四国4県の刑法犯少年・触法少年（刑法）

(1) 概要

ア 刑法犯少年・触法少年（刑法）

徳島県が111人で前年に比べて73人減少（前年比-39.7%）、香川県が285人で前年に比べて9人増加(+3.3%)、愛媛県が339人で前年に比べて4人減少(-1.2%)、高知県が154人で前年に比べて3人増加(+2.0%)した。

イ 刑法犯検挙・補導総人員に占める刑法犯少年・触法少年（刑法）の割合

香川県が16.8%(1,692人中285人)と最も高く、次いで、高知県が15.9%(966人中154人)、愛媛県が13.5%(2,506人中339人)、徳島県が11.9%(932人中111人)の順であった。

ウ 刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率

高知県が33.1%(154人中51人)で最も高く、次いで、愛媛県が29.8%(339人中101人)、香川県が28.8%(285人中82人)、徳島県が18.0%(111人中20人)の順であった。

(2) 推移

平成10年以降、四国4県とも遅減傾向にある。

平成30年は前年に比べて、香川県及び高知県は増加したが、徳島県及び愛媛県は減少した。

四国4県刑法犯少年・触法少年（刑法）【推移】



区分	年別											前年比
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
徳島	刑法犯少年・触法少年(刑法)	699	576	553	459	319	332	216	164	184	111	△ 73
	刑法犯少年	533	481	419	345	258	261	181	132	145	89	△ 56
	触法少年(刑法)	166	95	134	114	61	71	35	32	39	22	△ 17
香川	刑法犯少年・触法少年(刑法)	1,195	1,129	950	789	670	640	524	336	276	285	9
	刑法犯少年	848	791	695	551	503	478	378	245	185	188	3
	触法少年(刑法)	347	338	255	238	167	162	146	91	91	97	6
愛媛	刑法犯少年・触法少年(刑法)	1,214	1,130	1,156	898	904	814	588	446	343	339	△ 4
	刑法犯少年	894	870	943	692	711	590	445	281	214	234	20
	触法少年(刑法)	320	260	213	206	193	224	143	165	129	105	△ 24
高知	刑法犯少年・触法少年(刑法)	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3
	刑法犯少年	746	815	621	565	404	253	249	181	104	108	4
	触法少年(刑法)	209	224	232	144	114	103	115	90	47	46	△ 1

(3) 四国4県の非行率・再非行率・少年の占める割合の推移

■非行率（推移）

年別 県別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
徳島	少年人口(10~19歳) 住民基本台帳						4.7	3.1	2.4	2.8	1.7	△ 1.1
	少年人口(5~19歳) 国勢調査推計	6.8	5.4	5.4	4.8	3.2						
香川	少年人口(10~19歳) 住民基本台帳						6.8	5.6	3.6	3.0	3.1	0.1
	少年人口(5~19歳) 国勢調査推計	9.0	8.1	6.9	6.2	5.0						
愛媛	少年人口(10~19歳) 住民基本台帳						6.1	4.5	3.4	2.7	2.7	0.0
	少年人口(5~19歳) 国勢調査推計	6.6	6.0	6.0	4.6	4.8						
高知	少年人口(10~19歳) 住民基本台帳						5.2	5.5	4.2	2.4	2.5	0.1
	少年人口(5~19歳) 国勢調査推計	10.6	11.2	8.5	7.1	5.5						

(注)【非行率の算出方法】

- ◇ 高知県独自の方法で非行率を算出しており、警察庁の算出方法とは異なる。
- ◇ 平成19~21年の非行率は、国勢調査推計人口(5~19歳)及び学校基本調査速報値(6~19歳)に基づいて算出した。
- ◇ 平成22~25年の非行率は、国勢調査推計人口(5~19歳)に基づいて算出した。
- ◇ 平成26年の非行率は住民基本台帳年齢別人口(10~19歳)(平成25年3月集計)を、平成27年以降の非行率は住民基本台帳年齢別人口(10~19歳)(当該年の1月1日現在、総務省統計局)に基づいて算出した。

■再非行率（推移）

年別 県別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
徳島	26.8%	29.2%	27.2%	30.5%	26.7%	30.1%	31.9%	23.2%	23.9%	18.0%	△ 5.9%	
香川	32.2%	35.7%	33.2%	31.3%	30.9%	29.4%	30.9%	33.0%	28.6%	28.8%	0.2%	
愛媛	33.7%	32.3%	31.8%	34.3%	30.3%	36.7%	32.5%	35.2%	32.1%	29.8%	△ 2.3%	
高知	36.4%	31.4%	33.8%	34.3%	40.0%	38.2%	30.2%	37.3%	35.8%	33.1%	△ 2.7%	

■刑法犯少年・触法少年(刑法)の占める割合(推移)

年別 県別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
徳島	34.4%	30.0%	30.9%	28.4%	21.1%	24.9%	18.0%	14.4%	16.9%	11.9%	△ 5.0%	
香川	35.2%	35.9%	34.0%	28.2%	27.3%	27.0%	23.2%	17.9%	16.0%	16.8%	0.8%	
愛媛	30.6%	29.3%	28.8%	25.8%	27.5%	25.3%	20.1%	15.9%	14.2%	13.5%	△ 0.7%	
高知	42.6%	45.1%	40.9%	37.1%	32.1%	26.3%	28.4%	23.5%	14.4%	15.9%	1.5%	

3 高知県の刑法犯少年・触法少年（刑法）の概要

(1) 概要

平成30年中の高知県における刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員は154人であり、前年に比べて3人増加（前年比+2.0%）した。

(2) 特徴

ア 非行率

非行率は少年人口1,000人当たり2.5人に増加（+0.1ポイント）したが、全国平均の2.6人を下回った。

イ 刑法犯少年・触法少年（刑法）の占める割合

刑法犯検挙・補導総人員は966人で、刑法犯少年・触法少年（刑法）の占める割合は15.9%に増加（+1.5ポイント）し、全国順位では前年のワースト32位からワースト13位となった。

ウ 再非行率

刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率は33.1%に減少（-2.7ポイント）し、全国順位は前年のワースト4位からワースト10位に改善した。

エ 学職別

中・高校生が82人と全体の約5割を占め、依然として高い状態にあるほか、無職少年が17人と前年に比べて7人増加（+70.0%）した。

オ 罪種別

窃盗犯が112人と前年に比べて9人増加（+8.7%）し、全体の約7割を占めた。

また、その他の刑法犯が25人と前年に比べて10人増加（+66.7%）し、そのうち、占有離脱物横領が16人と前年に比べて5人増加（+45.5%）した。

■罪種別検挙・補導状況

罪種別	年別	H29	H30	増減	増減率
凶 惡 犯		2	3	1	50.0%
殺 人		0	0	0	
強 盗		0	3	3	
放 火		1	0	△ 1	△ 100.0%
強制性交等		1	0	△ 1	△ 100.0%
粗 暴 犯		18	11	△ 7	△ 38.9%
凶 器 準 備		0	0	0	
暴 行		4	3	△ 1	△ 25.0%
傷 害		11	8	△ 3	△ 27.3%
脅 迫		3	0	△ 3	△ 100.0%
恐 喧		0	0	0	
窃 盗 犯		103	112	9	8.7%
知 能 犯		7	0	△ 7	△ 100.0%
詐 欺		2	0	△ 2	△ 100.0%
そ の 他		5	0	△ 5	△ 100.0%
風 俗 犯		6	3	△ 3	△ 50.0%
賭 博		0	0	0	
わいせつ		6	3	△ 3	△ 50.0%
その他の刑法犯		15	25	10	66.7%
占有離脱物横領		11	16	5	45.5%
そ の 他		4	9	5	125.0%
総 計		151	154	3	2.0%

■学職別検挙・補導状況

学職別	年別	H29	H30	前年比	増減率
小 学 生 以 下		30	31	1	3.3%
中 学 生		49	45	△ 4	△ 8.2%
高 校 生		37	37	0	0.0%
そ の 他 の 学 生 等		8	8	0	0.0%
有 職 少 年		17	16	△ 1	△ 5.9%
無 職 少 年		10	17	7	70.0%
合 計		151	154	3	2.0%

■非行率

高 知 県 の 少 年 人 口 (5 ~ 19 歳)	刑 法 犯 少 年 触 法 少 年 (刑 法)	非 行 率	H29
		順 位	順 位
62,569	154	2.5	21位
		2.4	28位

■再非行率

刑 法 犯 少 年 触 法 少 年 (刑 法)	再 非 行 少 年	再 非 行 率	H29
		順 位	順 位
154	51	33.1%	10位
		35.8%	4位

■刑法犯少年・触法少年（刑法）の占める割合

刑 法 犯 檢 挙・補 導 總 人 員	刑 法 犯 少 年 触 法 少 年 (刑 法)	少 年 の 占 め る 割 合	H29
		順 位	順 位
966	154	15.9%	13位
		14.4%	32位

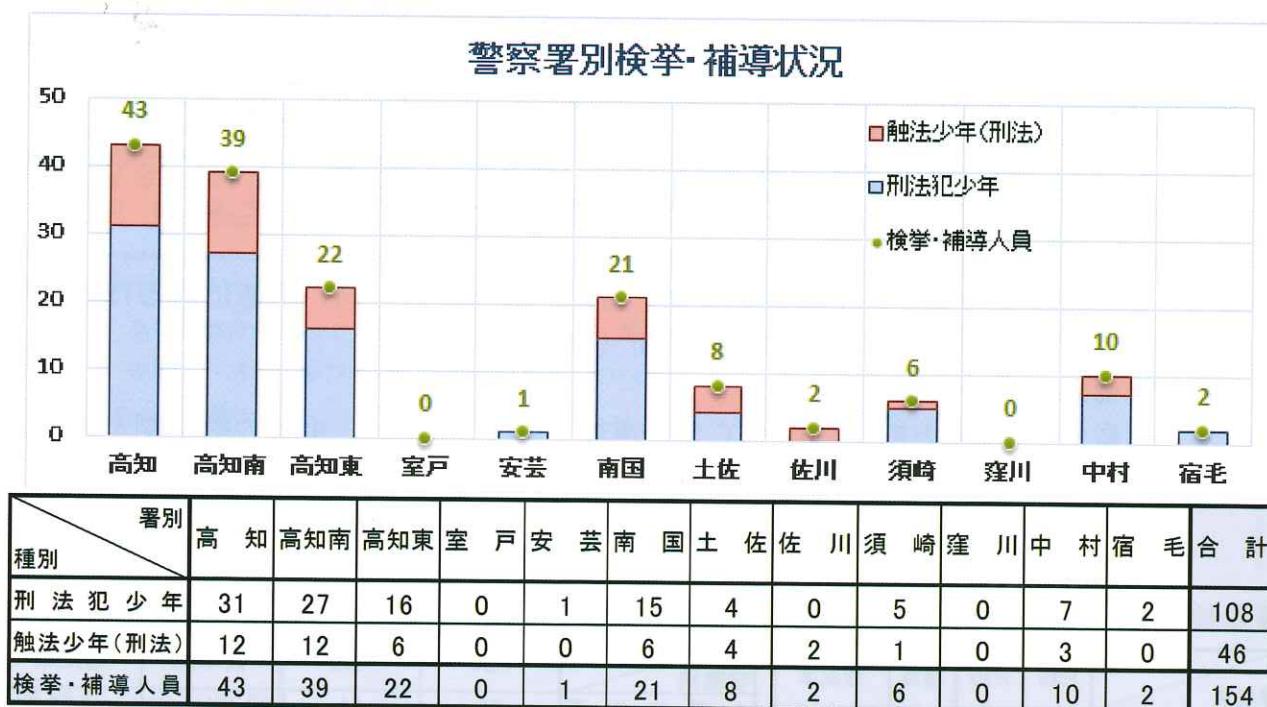
4 刑法犯少年・触法少年（刑法）の警察署別検挙・補導状況

(1) 概要

刑法犯少年・触法少年（刑法）の警察署別検挙・補導状況は、高知署が43人【刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の27.9%】、高知南署が39人【25.3%】、高知東署が22人【14.3%】、南国署が21人【13.6%】などであった。

高知市を管轄する高知署、高知南署及び高知東署の3署で104人と刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の約7割を検挙・補導した。

(2) 警察署別検挙・補導状況



(3) 推移

年別署別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
高 知	339	405	286	270	194	137	111	72	38	43	5
高 知 南	211	230	167	148	138	55	67	53	23	39	16
高 知 東	-	-	-	-	-	26	63	44	18	22	4
本 山	2	0	3	1	1	0	-	-	-	-	-
室 戸	0	4	5	6	1	1	0	0	2	0	△ 2
安 芸	20	22	22	11	10	9	8	8	3	1	△ 2
南 国	111	113	77	45	22	25	5	29	28	21	△ 7
香 南	58	58	49	19	21	19	8	17	-	-	-
香 美	19	23	19	17	6	10	12	6	-	-	-
土 佐	28	23	28	13	15	11	41	24	15	8	△ 7
い の	27	21	18	31	9	8	-	-	-	-	-
佐 川	20	26	34	31	11	9	6	2	7	2	△ 5
須 崎	31	35	35	35	34	21	22	3	3	6	3
嶋 川	9	7	4	8	8	3	0	0	3	0	△ 3
中 村	51	37	62	60	40	12	19	10	8	10	2
清 水	4	2	15	2	-	-	-	-	-	-	-
宿 毛	25	33	29	12	8	10	2	3	3	2	△ 1
合 計	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3

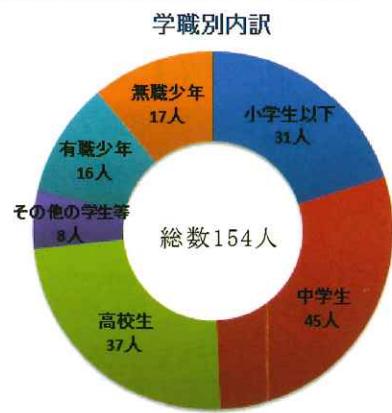
5 刑法犯少年・触法少年（刑法）の学職別検挙・補導状況

(1) 概要

中学生が45人【刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の29.2%】で最も多く、次いで、高校生が37人【24.0%】、小学生以下が31人【20.1%】、無職少年が17人【11.0%】、有職少年が16人【10.4%】、その他の学生等が8人【5.2%】であった。

中・高校生を合わせると82人となり、刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の53.2%を占めた。

中学生及び有職職年はそれぞれ減少したが、無職少年が前年に比べて7人増加した。



罪種別	児童・生徒				有職少年	無職少年	総計
	小学生以下	中学生	高校生	他学生等			
凶 惡 犯			2			1	3
殺 人							
強 盗			2			1	3
放 火							
強制性交等							
粗 暴 犯	2	4	1		1	3	11
凶 器 準 備							
暴 行	2	1					3
傷 害		3	1		1	3	8
脅 迫							
恐 喧							
窃 盗 犯	27	38	22	3	11	11	112
侵 入 盗	2	6	1		1	1	11
乗 り 物 盗	1	5	7	1	3	5	22
非 侵 入 盗	24	27	14	2	7	5	79
知 能 犯							
詐 欺							
そ の 他							
風 俗 犯			3				3
賭 博							
わ い せ つ			3				3
そ の 他 の 刑 法 犯	2	3	9	5	4	2	25
占有離脱物横領	1		6	5	3	1	16
そ の 他	1	3	3		1	1	9
総 計	31	45	37	8	16	17	154
H	29	30	49	37	8	17	151
増 減	1	△ 4	0	0	△ 1	7	3
増 減 率	3.3%	△ 8.2%	0.0%	0.0%	△ 5.9%	70.0%	2.0%

(2) 推移

過去10年間は、いずれの年も中学生、高校生の順で多く、刑法犯少年・触法少年（刑法）検挙補導人員全体に占める割合が高いものの、検挙・補導人員は減少傾向にある。

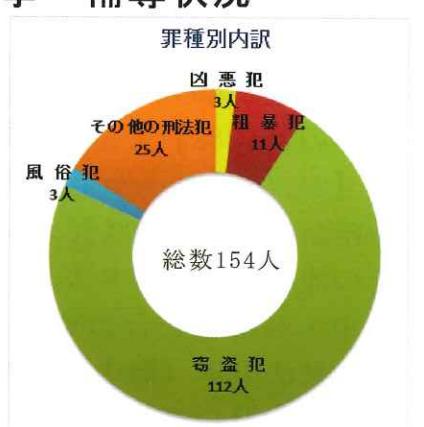
年別 学職別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
小 学 生 以 下	65	60	82	43	43	31	50	41	30	31	1
中 学 生	385	435	380	317	210	176	175	138	49	45	△ 4
高 校 生	317	379	252	211	140	73	77	49	37	37	0
そ の 他 の 学 生 等	38	37	25	28	19	13	6	15	8	8	0
有 職 少 年	61	54	46	49	52	39	32	15	17	16	△ 1
無 職 少 年	89	74	68	61	54	24	24	13	10	17	7
合 計	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3

6 刑法犯少年・触法少年（刑法）の罪種別検挙・補導状況

(3)

(1) 概要

窃盜犯が112人【刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の72.7%】で最も多く、次いで、粗暴犯が11人【7.1%】、凶悪犯及び風俗犯がそれぞれ3人【1.9%】の順となり、その他の刑法犯は25人【16.2%】であった。



(2) 推移

■刑法犯少年・触法少年（刑法）

年別 罪種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
凶 悪 犯	6	3	5	2	5	6	4	2	2	3	1
粗 暴 犯	77	63	87	72	75	56	47	29	18	11	△ 7
窃 盜 犯	616	710	607	465	350	220	222	183	103	112	9
知 能 犯	2	8	7	7	1	5	6	5	7	0	△ 7
風 俗 犯	4	1	9	4	5	5	3	3	6	3	△ 3
その他の刑法犯	250	254	138	159	82	64	82	49	15	25	10
合 計	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3



■刑法犯少年

年別 罪種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
凶 悪 犯	6	2	1	0	5	4	3	2	0	3	3
粗 暴 犯	57	54	67	61	58	37	35	19	14	6	△ 8
窃 盜 犯	472	545	434	361	279	156	155	125	74	75	1
知 能 犯	2	8	7	7	1	5	6	5	3	0	△ 3
風 俗 犯	3	1	2	3	4	3	2	1	3	3	0
その他の刑法犯	206	205	110	133	57	48	48	29	10	21	11
合 計	746	815	621	565	404	253	249	181	104	108	4

■触法少年（刑法）

年別 罪種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
凶 悪 犯	0	1	4	2	0	2	1	0	2	0	△ 2
粗 暴 犯	20	9	20	11	17	19	12	10	4	5	1
窃 盜 犯	144	165	173	104	71	64	67	58	29	37	8
知 能 犯	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	△ 4
風 俗 犯	1	0	7	1	1	2	1	2	3	0	△ 3
その他の刑法犯	44	49	28	26	25	16	34	20	5	4	△ 1
合 計	209	224	232	144	114	103	115	90	47	46	△ 1

(3) 窃盗犯少年の状況

ア 概要

窃盗犯は112人で、そのうち、侵入盜が11人【窃盗犯少年全体の9.8%】、乗り物盜が22人【19.6%】、非侵入盜が79人【70.5%】となった。

前年に比べて、侵入盜は5人増加（前年比+83.3%）、乗り物盜は6人減少（-21.4%）、非侵入盜は10人増加（+14.5%）した。

イ 学職別状況

中学生が38人【窃盗犯少年全体の33.9%】で最も多く、次いで、小学生以下が27人【24.1%】、高校生が22人【19.6%】、有職少年及び無職少年がそれぞれ11人【9.8%】、その他の学生等が3人【2.7%】の順であった。

前年に比べると、小学生以下が8人増加（前年比+42.1%）、中学生が5人増加（+15.2%）、無職少年が5人増加（+83.3%）などとなったが、高校生が9人減少（-29.0%）した。



学職別 窃盗手口別	児童・生徒				有職少年	無職少年	総計	H	29	増	減
	小学校以下	中学生	高校生	その他の学生等							
侵入盜	2	6	1	0	1	1	11	6	5		
空き巣	2						2	2	0	0	
忍込み			1				1	0	1		
居空き					1		1	0	1		
学校荒し							0	0	0		
事務所荒し							0	0	0		
出店荒し		6				1	7	0	7		
その他							0	4	△4		
乗り物盜	1	5	7	1	3	5	22	28	△6		
自動車盜			1				1	0	1		
オートバイ盜		2	1		1		4	2	2		
自転車盜	1	3	5	1	2	5	17	26	△9		
非侵入盜	24	27	14	2	7	5	79	69	10		
ひつたくり							0	1	△1		
車上ねらい						1	1	2	△1		
部品ねらい							0	4	△4		
自販機ねらい							0	0	0		
万引き	20	25	14	2	5	4	70	45	25		
その他	4	2			2		8	17	△9		
総計	27	38	22	3	11	11	112				
H	29	19	33	6	8	6			103		
増減	8	5	△9	△3	3	5				9	

ウ 窃盗犯少年の推移



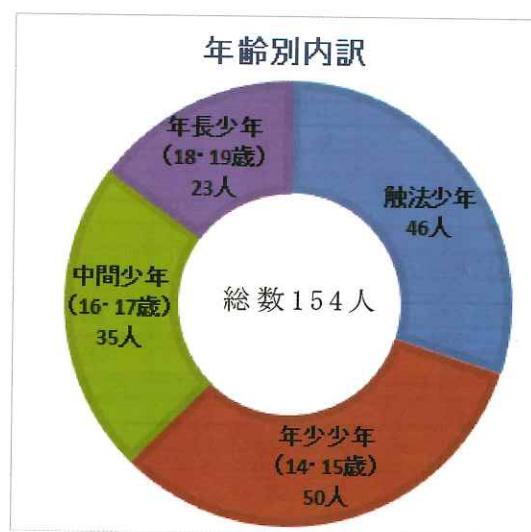
年別 窃盗手口別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
侵入盜		39	44	41	41	43	11	7	10	6	11
空き巣		3	7	1	3	6	3	3	2	2	2
忍込み		4	9	6	4	6	0	1	0	0	1
居空き		7	4	1	6	3	0	0	0	0	1
学校荒し		10	4	1	5	2	0	3	5	0	0
事務所荒し		0	1	1	3	2	0	0	0	0	0
出店荒し		4	8	7	15	7	3	0	2	0	7
その他		11	11	24	5	17	5	0	1	4	0
乗り物盜		200	191	160	96	81	54	46	37	28	22
自動車盜		3	6	0	1	1	3	1	3	0	1
オートバイ盜		64	59	65	20	19	14	9	2	2	4
自転車盜		133	126	95	75	61	37	36	32	26	17
非侵入盜		377	475	406	328	226	155	169	136	69	79
車上ねらい		6	10	11	5	12	7	8	4	2	1
部品ねらい		16	21	4	4	0	6	4	1	4	0
万引き		308	385	353	266	189	123	138	109	45	70
その他		47	59	38	53	25	19	19	22	18	8
総計		616	710	607	465	350	220	222	183	103	112

7 刑法犯少年・触法少年（刑法）の年齢別検挙・補導状況

(1) 概要

平成30年中は、触法少年が46人【刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の29.9%】、年少少年（14、15歳）が50人【32.5%】、中間少年（16、17歳）が35人【22.7%】、年長少年（18、19歳）が23人【14.9%】であった。

前年に比べて、触法少年は1人減少（前年比-2.1%）、年少少年は8人増加（+19.0%）、中間少年は3人減少（-7.9%）、年長少年が1人減少（-4.2%）した。



(2) 推移

年別 年齢別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
触法少年	209	224	232	144	114	103	115	90	47	46	△ 1
10歳以下	37	39	54	28	27	16	29	22	16	11	△ 5
11歳	18	10	15	12	9	7	12	10	10	14	4
12歳	41	44	40	18	22	26	20	18	7	13	6
13歳	113	131	123	86	56	54	54	40	14	8	△ 6
年少少年	358	380	292	288	177	127	139	112	42	50	8
14歳	153	183	142	151	100	61	67	59	21	23	2
15歳	205	197	150	137	77	66	72	53	21	27	6
中間少年	283	336	232	188	147	75	62	48	38	35	△ 3
16歳	174	211	125	118	72	39	35	23	25	21	△ 4
17歳	109	125	107	70	75	36	27	25	13	14	1
年長少年	105	99	97	89	80	51	48	21	24	23	△ 1
18歳	60	61	58	50	41	31	28	10	10	9	△ 1
19歳	45	38	39	39	39	20	20	11	14	14	0
総計	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3

8 刑法犯少年・触法少年（刑法）の非行動機・原因別状況

所有・消費目的が120人【刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の77.9%】で最も多く、次いで、遊び・好奇心・スリル及び憤怒がそれぞれ9人【5.8%】、遊興費充当が6人【3.9%】、その他の利欲が4人【2.6%】、性的欲求及び一次的盗用がそれぞれ2人【1.3%】などの順であった。

非行動機・原因別 罪種別	所有・消費目的	遊び・好奇心	憤怒	遊興費充当	その他の利欲	性的欲求	一時的盗用	怨恨	生活窮	債務返済	服従迎合	自己顕示	その他	総数	
凶悪犯	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
殺人														0	
強盗	1			2										3	
放火														0	
強制性交等														0	
粗暴犯	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	
凶器準備														0	
暴行	2	1												3	
傷害			7										1	8	
脅迫														0	
恐喝														0	
窃盜犯	104	0	1	4	2	0	0	0	1	0	0	0	0	112	
侵入盜	9			2										11	
乗り物盜	20		1		1									22	
非侵入盜	75			2	1				1					79	
知能犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
詐欺														0	
その他														0	
風俗犯	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
賭博														0	
わいせつ		3												3	
その他刑法犯	15	4	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	25	
占有離脱物横領	14						2							16	
その他	1	4			2	2								9	
総数	120	9	9	6	4	2	2	0	1	0	0	0	1	154	
H	29	102	4	13	7	4	12	2	0	1	0	0	0	6	151
前年比	18	5	△ 4	△ 1	0	△ 10	0	0	0	0	0	0	△ 5	3	

9 刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行状況

（1）概要

平成30年中に刑法犯少年・触法少年（刑法）として検挙・補導された少年154人のうち、初犯（非行歴なし）が103人【刑法犯少年・触法少年（刑法）の66.9%】で、再非行少年が51人【33.1%】であった。



（2）再非行状況

- ア 再非行少年51人のうち非行歴1回が28人、2回が11人、3回が7人などとなり、非行歴1回、2回の合計が39人で、再非行少年全体の76.5%を占めた。
- イ 学職別にみると、有職少年が15人【再非行少年全体の29.4%】と最も多く、次いで、高校生が12人【23.5%】、無職少年が10人【19.6%】、中学生が8人【15.7%】、小学生以下及びその他の学生等がそれぞれ3人【5.9%】の順となった。学職別の再非行率は、有職少年が93.8%（16人中15人）と最も高かった。
- ウ 年齢別にみると、中間少年（16、17歳）が18人【35.3%】と最も多く、次いで、年少少年（14、15歳）が15人【29.4%】、年長少年（18、19歳）が13人【25.5%】、触法少年が5人【9.8%】の順であった。年齢別の再非行率は、年長少年が56.6%（23人中13人）と最も高かった。

■学職別状況

学職別	非行歴	初犯	再非行歴						総計	再非行率
			1回	2回	3回	4回	5回	6回以上		
小 学 生 以 下		28	3						3	9.7%
中 学 生		37	6	1	1				8	17.8%
高 校 生		25	8	2	1				12	32.4%
そ の 他 の 学 生 等		5	1	2					3	37.5%
有 職 少 年		1	4	5	4	1	1		15	93.8%
無 職 少 年		7	6	1	1		1	1	10	58.8%
総 計	初犯	103	28	11	7	1	2	2	51	154 33.1%

■年齢別状況

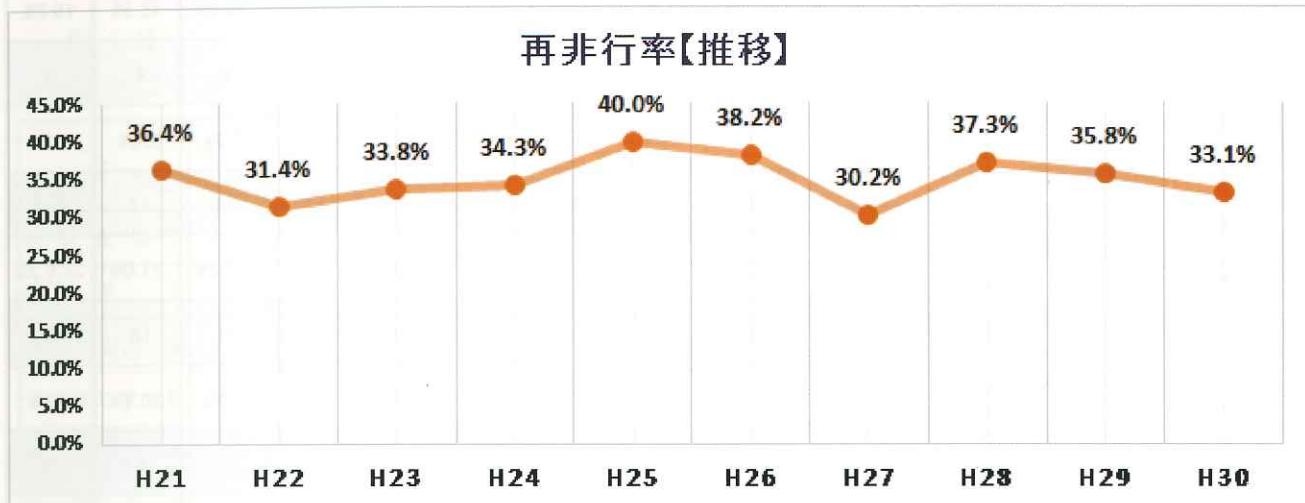
年齢別	非行歴	初犯	再非行歴						総計	再非行率
			1回	2回	3回	4回	5回	6回以上		
触 法 少 年	41	5	0	0	0	0	0	0	5	10.9%
10歳 以 下		9	2						2	18.2%
11歳		13	1						1	7.1%
12歳		11	2						2	15.4%
13歳		8							0	0.0%
年 少 少 年	35	11	1	2	0	1	0	15	50 30.0%	
14歳		17	4	1	1				6	26.1%
15歳		18	7		1		1		9	33.3%
中 間 少 年	17	7	5	4	1	0	1	18	35 51.4%	
16歳		12	3	4	1	1			9	42.9%
17歳		5	4	1	3			1	9	64.3%
年 長 少 年	10	5	5	1	0	1	1	13	23 56.5%	
18歳		5	2	2					4	44.4%
19歳		5	3	3	1		1	1	9	64.3%
総 計	初犯	103	28	11	7	1	2	2	51	154 33.1%

(3) 推移

過去10年間で、再非行少年は減少したが、再非行率は横ばい状態で推移している。

年別区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
刑法犯少年 触法少年(刑法)	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3
再非行少年	348	326	288	243	207	136	110	101	54	51	△3
再非行率	36.4%	31.4%	33.8%	34.3%	40.0%	38.2%	30.2%	37.3%	35.8%	33.1%	△2.7%

再非行率【推移】



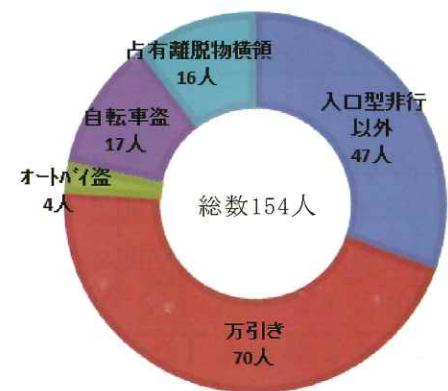
10 入口型非行の検挙・補導状況

(1) 概要

入口型非行で検挙・補導した少年は107人で、前年に比べて23人増加（前年比+27.4%）し、刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の69.5%を占めた。

罪種別では、万引きが70人【入口型非行全体の65.4%】と最も多く、学職別では中学生が30人【28.0%】と最も多かった。

入口型非行の割合



手口別 学職別	入口型非行					刑法犯少年・ 触法少年(刑法)	入口型非行 の割合
	万引き	オートバイ盗	自転車盗	占有離脱物 横領			
小学生以下	20		1	1	22	31	71.0%
中学生	25	2	3		30	45	66.7%
高校生	14	1	5	6	26	37	70.3%
その他的学生等	2		1	5	8	8	100.0%
有職少年	5	1	2	3	11	16	68.8%
無職少年	4		5	1	10	17	58.8%
合 計	70	4	17	16	107	154	69.5%
H	29	45	26	11	84	151	55.6%
増 減	25	2	△9	5	23	3	13.9%

(2) 推移

過去10年間で入口型非行は約8割減少したが、依然として刑法犯少年・触法少年（刑法）全体に占める入口型非行の割合は高く、特に、万引きは、刑法犯少年・触法少年（刑法）全体に占める割合が過去10年間において最高であった。

年別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
手口別												
入口型非行	万引き	308	385	353	266	189	123	138	109	45	70	25
	刑法犯少年・触法少年（刑法）に占める割合	32.3%	37.1%	41.4%	37.5%	36.5%	34.6%	37.9%	40.2%	29.8%	45.5%	15.7%
	オートバイ盗	64	59	65	20	19	14	9	2	2	4	2
	刑法犯少年・触法少年（刑法）に占める割合	6.7%	5.7%	7.6%	2.8%	3.7%	3.9%	2.5%	0.7%	1.3%	2.6%	1.3%
	自動転車盗	133	126	95	75	61	37	36	32	26	17	△9
	刑法犯少年・触法少年（刑法）に占める割合	13.9%	12.1%	11.1%	10.6%	11.8%	10.4%	9.9%	11.8%	17.2%	11.0%	△6.2%
	占有離脱物横領	178	146	85	84	49	29	33	11	11	16	5
	刑法犯少年・触法少年（刑法）に占める割合	18.6%	14.1%	10.0%	11.8%	9.5%	8.1%	9.1%	4.1%	7.3%	10.4%	3.1%
		683	716	598	445	318	203	216	154	84	107	23
	刑法犯少年・触法少年（刑法）	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3
上記に占める入口型非行の割合		71.5%	68.9%	70.1%	62.8%	61.4%	57.0%	59.3%	56.8%	55.6%	69.5%	13.9%

(3) 万引き

万引きにおける少年の検挙・補導人員は70人で、前年に比べて25人増加（前年比+55.6%）し、刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の約5割を占めた。

学識別では、中学生が25人【万引き少年全体の35.7%】で最も多く、次いで、小学生以下が20人【28.6%】、高校生が14人【20.0%】、有職少年が5人【7.1%】、無職少年が4人【5.7%】、その他の学生等が2人【2.9%】の順であった。

年別		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
学識別												
小學生以下	29	27	52	23	17	15	18	19	14	20	6	
中学生	141	207	170	144	89	66	87	57	18	25	7	
高校生	95	113	103	75	52	21	21	21	6	14	8	
その他の学生等	7	5	2	3	4	5	0	5	2	2	0	
有職少年	13	11	8	11	12	8	5	4	3	5	2	
無職少年	23	22	18	10	15	8	7	3	2	4	2	
合 計	308	385	353	266	189	123	138	109	45	70	25	

11 街頭犯罪等の状況

(1) 概要

街頭犯罪等で検挙・補導された少年は30人で、前年に比べて8人減少（前年比-21.1%）し、刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の19.5%を占めた。

(2) 罪種別状況

罪種別では、ひったくり及び自動販売機ねらいの検挙・補導がなく、自転車盗が9人減少した一方、オートバイ盗及び住宅対象の侵入盗がそれぞれ2人増加した。

(3) 学職別状況

学職別では、高校生が11人【街頭犯罪等全体の36.7%】で最も多く、次いで、無職少年が6人【20.0%】、中学生が5人【16.7%】、有職少年が4人【13.3%】、小学生以下が3人【10.0%】、その他の学生等が1人【3.3%】の順であった。

手口別 学職別	強制 わいせつ	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車ねら い	上 い ね ら い	自動販売機 ねらい	住宅対象 の侵入盗	合計	H29	前年比
小學生以下				1					2	3	4	△1
中学生			2	3						5	13	△8
高校生	3	1	1	5					1	11	12	△1
その他の学生等				1						1	3	△2
有職少年			1	2					1	4	3	1
無職少年				5		1				6	3	3
合 計	3	1	4	17		1			4	30		
H	29	5	2	26	1	2			2		38	
前 年 比	△2	1	2	△9	△1	△1	0	0	2			△8

(4) 推移

過去10年間で、少年による街頭犯罪等の検挙・補導は約9割減少した。

年別 手口別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
強制わいせつ	4	1	8	3	5	4	3	1	5	3	△2
自動車盗	3	6	0	1	1	3	1	3	0	1	1
オートバイ盗	64	59	65	20	19	14	9	2	2	4	2
自転車盗	133	126	95	75	61	37	36	32	26	17	△9
ひったくり	0	1	2	0	0	1	2	0	1	0	△1
車上ねらい	6	10	11	5	12	7	8	4	2	1	△1
自動販売機ねらい	0	6	0	5	0	0	4	13	0	0	0
住宅対象の侵入盗	14	20	8	13	15	3	4	2	2	4	2
合 計	224	229	189	122	113	69	67	57	38	30	△8

12 刑法犯女子少年・触法女子少年（刑法）の検挙・補導状況

(3) 窃盗
窃盗
自転車
侵入
空
忍
居
学
事務
出
そ
乗
自
才
自
非
侵
ひ
車
部
自
万
そ
総
H
増
(4) 推
■ 罪種別
凶
粗
窃
知
風
そ の
合
刑法犯
刑法犯に占
■ 学年別
小
中
高
そ の
有
無
合

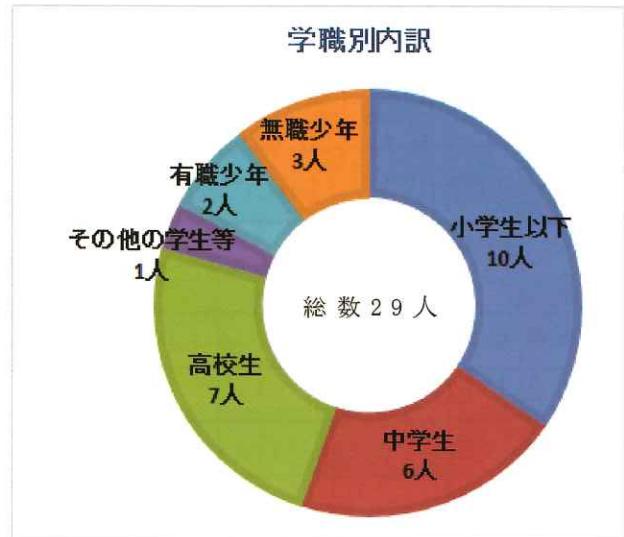
(1) 罪種別状況

刑法犯少年・触法少年（刑法）154人のうち女子は29人【刑法犯少年・触法少年（刑法）全体の18.8%】で、前年に比べて3人増加（前年比+11.5%）となった。

罪種別では、窃盗犯が26人で、刑法犯女子少年・触法女子少年（刑法）の89.7%を占めた。

(2) 学職別状況

学職別では、小学生以下が10人【刑法犯女子少年・触法女子少年（刑法）の34.5%】で最も多く、次いで、高校生が7人【24.1%】、中学生が6人【20.7%】、無職少年が3人【10.3%】、有職少年が2人【6.9%】、その他の学生等が1人【3.4%】の順であった。



■刑法犯女子少年・触法女子少年（刑法）の検挙・補導状況

罪種別	学職別	児童・生徒				有職少年	無職少年	総計	H29	増減
		小学生以下	中学生	高校生	他学生等					
凶 惡 犯									1	△1
殺 人										
強 盗										
放 火									1	△1
強制性交等										
粗 暴 犯										
凶 器 準 備										
暴 行										
傷 害										
脅 迫										
恐 喝										
窃 盗 犯		9	6	5	1	2	3	26	20	6
侵 入 盗										
乗 り 物 盗			2	2			1	5	6	△1
非 侵 入 盗		9	4	3	1	2	2	21	14	7
知 能 犯									2	△2
詐 欺										
そ の 他									2	△2
風 俗 犯										
賭 博										
わいせつ										
そ の 他 の 刑 法 犯		1		2					3	3
占有離脱物横領				2					2	2
そ の 他		1							1	1
総 計		10	6	7	1	2	3	29		
H	29	8	8	5	2	1	2		26	
増 減	2	△2	2	△1	1	1				3

(3) 窃盗犯女子少年の検挙・補導状況

窃盗犯女子少年は26人で、そのうち、万引きが18人【窃盗女子少年全体の69.2%】、自転車盗が5人【19.2%】、その他の窃盗手口が3人【11.5%】であった。

学職別 窃盗手口別	児童・生徒				有職少年	無職少年	総計	H	29	増	減
	小学生 以下	中学生	高校生	その他の 学生等							
侵入盗											
空き巣											
忍込み											
居空き											
学校荒し											
事務所荒し											
出店荒し											
その他											
乗り物盗	2	2				1	5	6		△1	
自動車盗											
オートバイ盗											
自転車盗	2	2				1	5	6		△1	
非侵入盗	9	4	3	1	2	2	21	14	7		
ひったくり											
車上ねらい								2		△2	
部品ねらい											
自販機ねらい											
万引き	7	4	3	1	1	2	18	10	8		
その他	2				1		3	2	1		
総計	9	6	5	1	2	3	26				
H	29	4	7	5	2	1	1		20		
増減	5	△1		△1	1	2				6	

(4) 推移

■ 罪種別推移

年別 罪種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
	凶悪犯	1	0	0	0	2	1	0	0	1	0
粗暴犯	17	12	31	13	10	2	6	5	0	0	0
窃盗犯	168	154	154	122	89	52	53	36	20	26	6
知能犯	0	1	3	4	0	0	1	2	2	0	△2
風俗犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の刑法犯	47	62	30	45	12	11	14	10	3	3	0
合計	233	229	218	184	113	66	74	53	26	29	3
刑法犯少年・触法少年(刑法)	955	1,039	853	709	518	356	364	271	151	154	3
刑法犯少年・触法少年(刑法) に占める女子の割合	24.4%	22.0%	25.6%	26.0%	21.8%	18.5%	20.3%	19.6%	17.2%	18.8%	1.6%

■ 学職別推移

年別 学職別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
	小学生以下	13	11	14	6	7	6	13	11	8	10
中学生	110	112	112	81	54	36	35	21	8	6	△2
高校生	85	82	61	71	33	14	15	11	5	7	2
その他の学生等	2	4	7	0	1	2	1	3	2	1	△1
有職少年	3	6	11	12	7	4	4	3	1	2	1
無職少年	20	14	13	14	11	4	6	4	2	3	1
合計	233	229	218	184	113	66	74	53	26	29	3

(1) 概成
が6
【2
の順
前
風俗

(2) 推
罪種別
凶
う
うち
粗
う
窃
知
風
その他
う
合

13 校内暴力事件

平成30年中、校内暴力事件で検挙・補導したのは2件2人となり、前年に比べて4件4人減少した。

区分	年別											前年比
		H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	
発生件数		18	14	31	30	30	26	13	11	6	2	△4
うち対教師暴力		10	5	11	16	14	14	9	7	3	2	△1
検挙・補導人員		17	17	39	34	34	25	16	13	6	2	△4
うち対教師暴力		9	5	11	14	13	13	9	7	3	2	△1
発生件数	小学校	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	△1
	中学校	18	13	27	26	26	26	13	10	5	2	△3
	高校	0	1	4	4	3	0	0	1	0	0	0



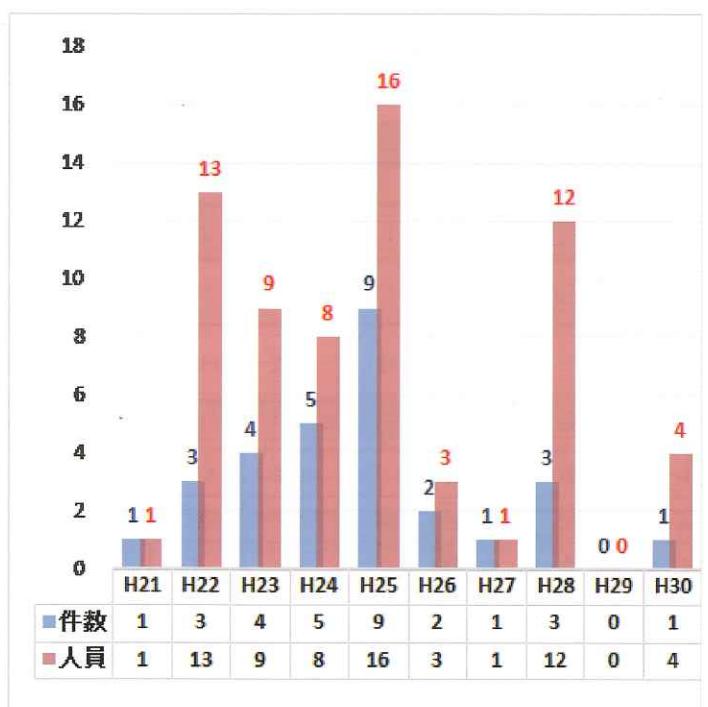
14 いじめに起因する事件

平成30年中、いじめに起因する事件で検挙・補導したのは1件4人で、前年に比べて1件4人増加した。

(1) 検挙件数・人員

区分	態様	暴	傷	強	そ	合	H	前
		行	害	要	の	計		
小学生	件数	0	0	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0	0	0
中学生	件数	0	0	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0	0	0
高校生	件数	0	0	0	1	1	0	1
	人員	0	0	0	4	4	0	4
合計	件数	0	0	0	1	1	0	1
	人員	0	0	0	4	4	0	4

(2) いじめに起因する事件【推移】



15 刑法犯被害少年の状況

(1) 概要

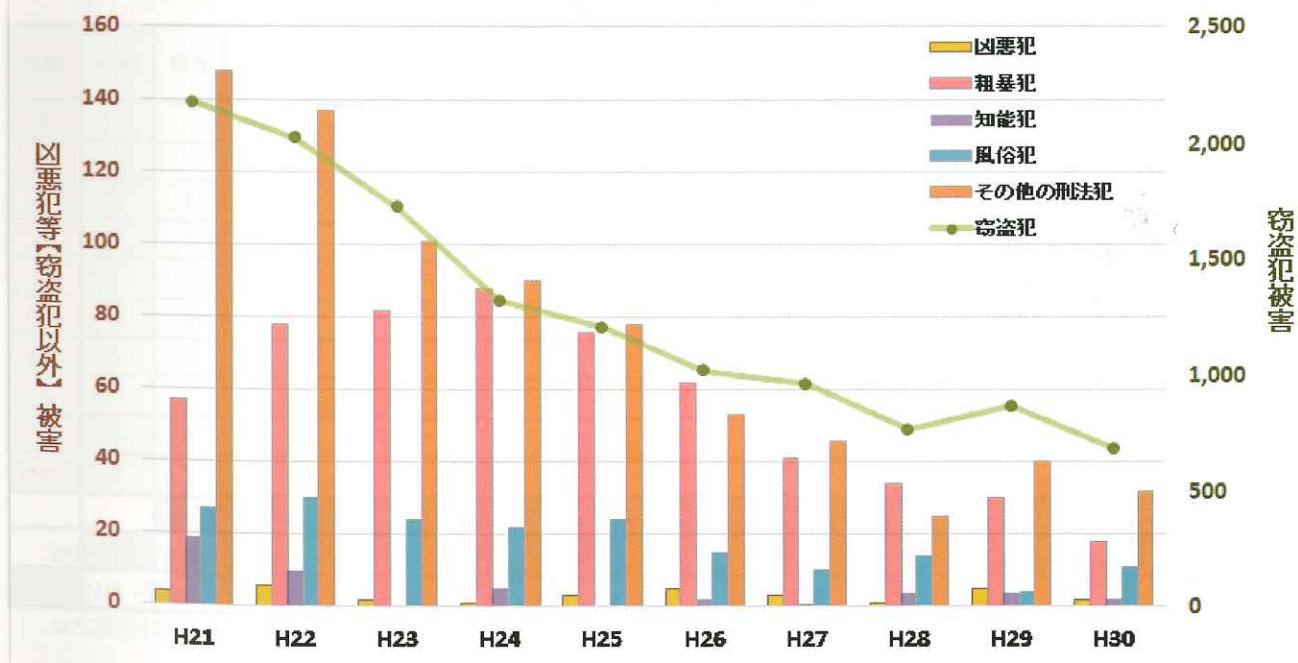
成人又は少年の加害行為による刑法犯被害少年は748人で、その内訳は、窃盗犯が683人【刑法犯被害少年全体の91.3%】で最も多く、次いで、粗暴犯が18人【2.4%】、風俗犯が11人【1.5%】、凶悪犯及び知能犯がそれぞれ2人【0.3%】、の順となり、その他の刑法犯は32人【4.3%】となった。

前年に比べて、刑法犯被害少年は201人減少（前年比-21.2%）し、罪種別では風俗犯以外の刑法犯被害少年数は減少した。

(2) 推移

罪種別	年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
凶 悪 犯		4	6	2	1	3	5	3	1	5	2	△3
うち 殺 人		0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0
うち強制性交等		1	4	2	1	1	2	2	1	5	2	△3
粗 暴 犯		57	78	82	88	76	62	41	34	30	18	△12
うち 傷 害		25	34	28	38	35	27	19	17	14	3	△11
うち 恐 喋		8	6	20	40	9	3	1	0	0	0	0
窃 盗 犯		2,177	2,026	1,728	1,322	1,208	1,021	963	764	866	683	△183
知 能 犯		19	10	0	5	0	2	1	4	4	2	△2
風 俗 犯		27	30	24	22	24	15	10	14	4	11	7
その他の刑法犯		148	137	101	90	78	53	46	25	40	32	△8
うち略取誘拐		1	0	0	1	1	1	0	2	0	1	1
合 計		2,432	2,287	1,937	1,528	1,389	1,158	1,064	842	949	748	△201

刑法犯被害少年・罪種別【推移】



第3 特別法犯

1 概要

(1) 特別法犯少年・触法少年（特別法）は16人で、前年に比べて6人減少（前年比-27.3%）した。

このうち、特別法犯少年は15人で、前年に比べて6人減少（-28.6%）となり、触法少年（特別法）は1人で前年と同数であった。

(2) 法令別内訳は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が5人【特別法犯少年・触法少年（特別法）全体の31.3%】で最も多く、次いで、青少年保護育成条例違反及び大麻取締法違反がそれぞれ3人【18.8%】、銃刀法違反、迷惑防止条例違反及び軽犯罪法違反がそれぞれ1人【6.3%】の順となり、その他の法令違反は2人【12.5%】であった。

(3) 違反態様

ア 児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、児童ポルノ提供が1人、児童ポルノ製造が3人、児童ポルノ所持が1人であった。

イ 青少年保護育成条例違反は、みだらな性行為等違反が2人、深夜外出の制限違反が1人であった。

ウ 軽犯罪法違反は、凶器携帯が1人であった。

エ その他の法令違反は、高知県内水面漁業調整規則違反が1人、鉄道営業法違反が1人であった。

2 学職別・年齢別の状況

(1) 学職別状況

高校生が7人【特別法犯少年・触法少年（特別法）の43.8%】で最も多く、次いで、有職少年及び無職少年がそれぞれ3人【18.8%】、その他の学生等が2人【12.5%】、小学生以下が1人【6.3%】の順であった。

法令別 学職別	小学生以下	中学生	高校生	そ の 他 の 等	有職少年	無職少年	合計	H29	増減
毒物及び劇物取締法									0
覚せい剤取締法									0
青少年保護育成条例			1		1	1	3	3	0
銃砲刀剣類所持等取締法					1		1	1	0
迷惑防止条例			1				1		1
大麻取締法			2			1	3	6	△3
軽犯罪法			1				1	2	△1
出会い系サイト規制法									0
児童買春・児童ポルノ禁止法			2	2	1		5	4	1
その他の法令	1					1	2	6	△4
合 計	1		7	2	3	3	16		
H 29		5	7	3	5	2		22	
増 減	1	△5	0	△1	△2	1			△6



(2) 年齢別状況

17歳が6人【特別法犯少年・触法少年（特別法）全体の37.5%】で最も多く、次いで、19歳が5人【31.3%】、16歳及び18歳が2人【12.5%】などの順であった。

法令別	年齢別										合計
	触法少年(特別法)				特別法犯少年						
	10歳以下	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	
毒物及び劇物取締法											
覚せい剤取締法											
青少年保護育成条例									2	1	3
銃砲刀剣類所持等取締法							1				1
迷惑防止条例							1				1
大麻取締法						1	2				3
軽犯罪法						1					1
出会い系サイト規制法											
児童買春・児童ポルノ禁止法							2		3		5
その他の法令	1									1	2
合計	1						2	6	2	5	16
H	29			1	2	4	2	4	4	5	22
増減	1	0	0	△1	△2	△4	0	2	△2	0	△6

3 推移

年別 法令別	年別											前年比
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤取締法	1	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
青少年保護育成条例	5	5	7	7	7	4	5	5	3	3	0	0
銃砲刀剣類所持等取締法	2	2	1	1	1	0	0	4	1	1	0	0
迷惑防止条例	1	0	0	1	0	3	3	2	0	1	1	1
大麻取締法	0	2	0	1	0	0	0	0	6	3	△3	△1
軽犯罪法	8	6	25	11	5	12	25	8	2	1	△1	0
出会い系サイト規制法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童買春・児童ポルノ禁止法	2	0	3	1	1	3	3	0	4	5	1	1
その他の法令	9	6	5	4	3	4	6	2	6	2	△4	△6
合計	28	24	41	26	17	26	42	22	22	16	△6	

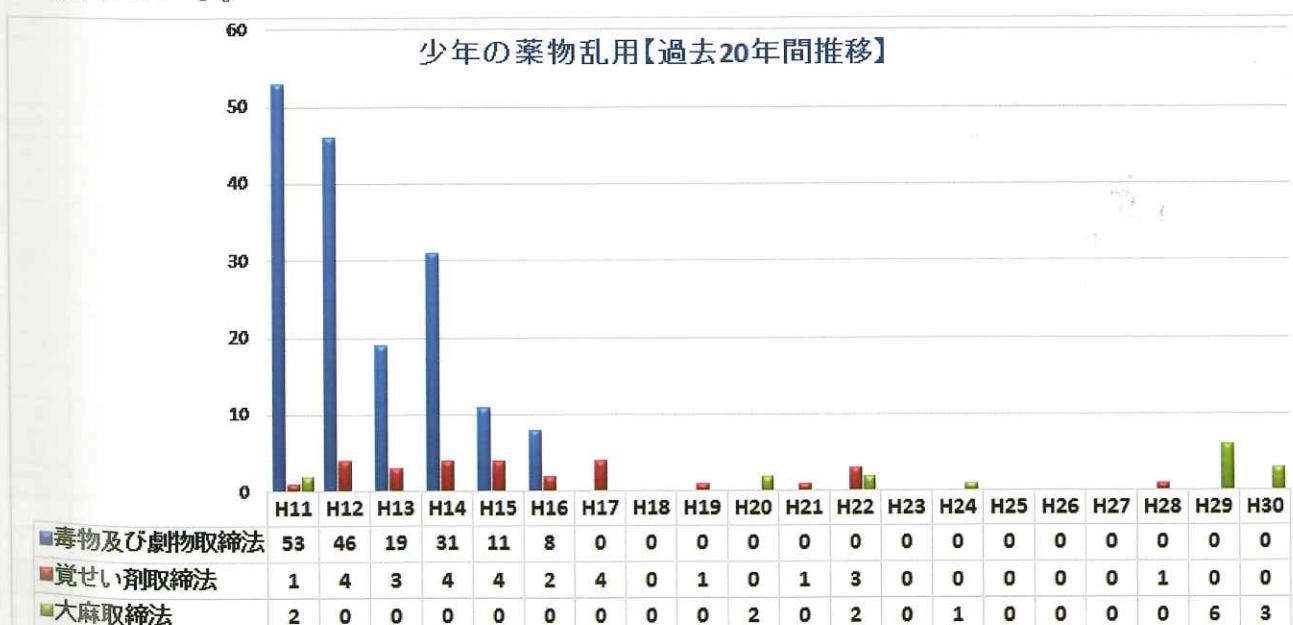
4 少年の薬物乱用の推移【過去20年間の推移】

(1) 毒物及び劇物取締法違反

平成17年以降、毒物及び劇物取締法違反の検挙・補導はない。

(2) 覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反

覚せい剤取締法違反は減少しているが、大麻取締法違反の検挙は平成29年から増加している。



第4 ぐ犯・不良行為少年

(3) 不

1 概要

(1) ぐ犯少年

ぐ犯少年の補導はなかった。(前年比-3人)

(2) 不良行為少年

不良行為少年は1,725人で、前年に比べて373人減少(前年比-17.8%)した。

2 ぐ犯少年の状況

区分 行為別	学 職 別							年 齡 別										総 数
	小 学 生 以 下	中 学 生	高 校 生	大 学 生	各 種 学 校 生	有 職 少 年	無 職 少 年	10 歳 以 下	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	
ぐ犯少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H	29	2	1										1	1	1			3
前年比	0	△2	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	△1	△1	△1	0	0	0	△3

3 不良行為少年の状況

(1) 行為別状況

喫煙が685人【不良行為少年全体の39.7%】で最も多く、次いで、深夜はいかいが651人【37.7%】、飲酒が216人【12.5%】、不健全娯楽が62人【3.6%】、家出が34人【2.0%】、怠学が14人【0.8%】などの順であった。

(2) 学職別状況

高校生が561人【不良行為少年全体の32.5%】で最も多く、次いで、有職少年が543人【31.5%】、無職少年が264人【15.3%】、中学生が142人【8.2%】、その他の学生等が188人【10.9%】、小学生以下が27人【1.6%】の順であった。

区分 行為別	学 職 別							年 齡 別										総 数	H	前 年 比
	小 学 生 以 下	中 学 生	高 校 生	そ 学 の 生 他 の 等	有 職 少 年	無 職 少 年	10 歳 以 下	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳				
飲 酒	7	24	102	55	28					4	3	8	23	24	62	92	216	119	97	
喫 煙	10	170	81	305	119				1	1	7	48	139	210	156	123	685	895	△210	
薬 物 亂 用																	0	0	0	
粗 暴 行 為	3	5	5		1		1	2	1	2	2		2	2	1	1	14	16	△2	
刃 物 等 所 持	1	1			1		1		1						1		3	1	2	
金 品 不 正 要 求																	0	0	0	
金 品 持ち出し	1	3			1		1			3	1						5	11	△6	
性 的 い た ず ら	1	1	2					1			1	2					4	5	△1	
暴 走 行 為		4		2	2							1	1	4	1	1	8	11	△3	
家 出	6	14	10		2	2	5	1	1	4	8	5	4	6			34	19	15	
無 断 外 泊		1	4								1	2	1			1	5	8	△3	
深 夜 は い か い	4	56	304	5	171	111	1	2	6	13	28	99	190	233	72	7	651	923	△272	
怠 学	1	8	5						1		7	1	3	2			14	21	△7	
不 健 全 性 の 行 為	1		4		1			1					1	2	2		6	5	1	
不 良 交 友																	0	0	0	
不 健 全 娯 楽	3	33	24		2		1	1	5	7	17	29		2			62	48	14	
そ の 他	6	3	5		3	1	6			2	1	2	5	2			18	16	2	
総 数	27	142	561	188	543	264	14	10	15	34	77	197	371	487	295	225	1,725			
H	29	36	202	721	204	585	350	20	15	15	37	94	205	506	605	365	236		2098	
前 年 比	△9	△60	△160	△16	△42	△86	△6	△5	0	△3	△17	△8	△135	△118	△70	△11			△373	

(3) 不良行為少年女子状況

区分	学年別					年齢別									総数	H	前年比		
	小学生以下	中学生	高校生	その他	有職少年	無職少年	10歳以下	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳				
行爲別																			
飲酒	2	3	36	7	4				2		1	4	1	13	31	52	19	33	
喫煙			25	4	20	16				2	15	20	19	9		65	96	△31	
薬物乱用																0	0		
粗暴行為	1						1									1	2	△1	
刃物等所持																0	0		
金品不正要求										1						1	2	△1	
金品持ち出し		1								1						0	0		
性的いたずら																2	1	1	
暴走行為			2							1	2	1	5			13	9	4	
家出	2	3	7		1	2			1	2	2	1	5			1	4	△1	
無断外泊		1	3							1	2					1	5		
深夜はいかい	2	15	96	1	26	26	1	1	1	1	8	37	48	49	19	1	166	208	△42
怠学			2													2	2	0	
不健全性の行為	1		4					1						1	1	2	5	2	3
不良交友																0	0		
不健全娯楽	2	20	12				1		5	7	8	13				34	10	24	
その他																0	0		
総数	8	42	154	41	53	47	5	2	6	11	20	58	70	78	53	42	345		
H	29	8	52	174	33	44	45	7	1	6	5	28	44	83	90	62	30	356	
前年比	0	△10	△20	8	9	2	△2	1	0	6	△8	14	△13	△12	△9	12		△11	

(4) 居住地別状況

高知市が1,073人【不良行為少年全体の62.2%】で最も多く、次いで、土佐市が83人【4.8%】、南国市が76人【4.4%】、須崎市が75人【4.3%】、香南市が64人【3.7%】などの順となり、市部で不良行為少年の86.5%を占めた。

県外居住は110人【6.4%】で、前年に比べて42人増加（前年比+61.8%）した。

市郡等別	市別	補導少年数	市郡等別	町村別	補導少年数	市郡等別	町村別	補導少年数	市部小計	1,492
市部		高知市	安芸郡		東洋町	高岡郡		佐川町	8	
		室戸市	奈半利町		奈半利町	津野町		越知町	6	123
		安芸市	田野町		田野町	中土佐町		中土佐町	4	
		香南市	安田町		安田町	椿原町		椿原町		
		南国市	北川村		北川村	日高村		日高村	10	1,615
		香美市	馬路村		馬路村	四万十町		四万十町	6	
		土佐市	芸西村		芸西村	黒潮町		黒潮町	5	
		須崎市	長岡郡		本山村	大月町		大月町		
		四万十市	大豊町		大豊町	三原村		三原村		
		宿毛市	土佐郡		土佐町	いの町		いの町	54	
		土佐清水市	大川村		大川村	仁淀川町		仁淀川町	3	
			吾川郡			総計			1,725	

4 推移

■ 犯少年・不良行為少年

年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
学職別										
小学生以下	51	46	49	43	26	49	72	45	36	27
中学生	1,026	1,361	1,107	978	827	665	583	365	202	142
高校生	2,563	2,673	2,769	1,894	1,708	1,151	1,359	1,152	721	561
その他の学生等	207	238	285	267	149	160	129	147	204	188
有職少年	903	682	732	807	869	611	799	772	585	543
無職少年	1,418	1,075	1,234	1,063	1,062	643	681	519	350	264
不良行為総数	6,168	6,075	6,176	5,052	4,641	3,279	3,623	3,000	2,098	1,725
ぐ犯少年	2	3	2	0	0	1	3	2	3	0

第5 行方不明少年

1 概要

家族等から行方不明の届出があった少年は104人で、学職別では、高校生が42人【行方不明少年全体の40.4%】で最も多く、次いで、中学生が25人【24.0%】、小学生以下が14人【13.5%】、有職少年が12人【11.5%】、無職少年が10人【9.6%】、その他の学生等が1人【1.0%】の順であった。

前年に比べて中学生が4人減少（前年比-13.8%）した一方、高校生が7人増加（+20.0%）した。

また、行方不明少年の女子が57人で、行方不明少年全体の54.8%であった。

2 動機・原因別状況

家庭問題が32人【行方不明少年全体の30.8%】で最も多く、次いで、学業問題が4人【3.8%】、異性問題が3人【2.9%】などの順となり、その他及び不明を合わせて63人【60.6%】であった。

男女別 動機・原因別	男子		合計
	男子	女子	
家庭問題	14	18	32
異性問題		3	3
学業問題	2	2	4
事業職業問題	1		1
疾病問題	1		1
犯罪等発覚のおそれ			0
その他	9	10	19
不明	20	24	44
合計	47	57	104

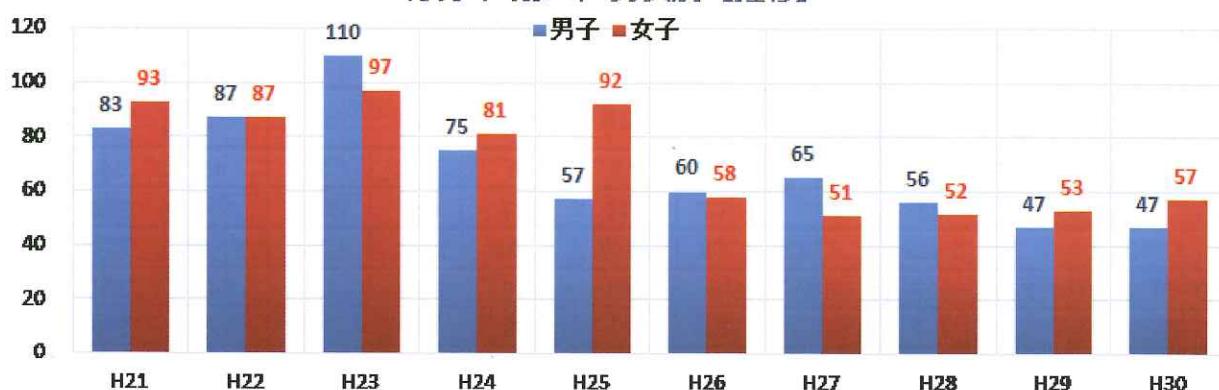
3 推移

■学職別

学職別 年別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
小学生以下	17	12	12	8	10	17	10	12	15	14	△1
中学生	66	85	108	60	61	41	40	41	29	25	△4
高校生	50	40	58	53	38	25	22	36	35	42	7
その他の学生等	11	3	1	8	3	9	9	2	2	1	△1
有職少年	7	13	8	10	15	11	14	6	12	12	0
無職少年	25	21	20	17	22	15	21	11	7	10	3
合計	176	174	207	156	149	118	116	108	100	104	4
うち女子	93	87	97	81	92	58	51	52	53	57	4

■男女別

行方不明少年・男女別【推移】



第6 福祉犯の取締り

1 概要

平成30年中、少年の福祉を害する犯罪による検挙は66件37人となり、前年と比べて検挙件数は19件増加、検挙人員は3人減少した。

福祉犯による被害少年数は38人で、前年と比べて5人増加した。

高校生が23人【福祉犯被害者全体の60.5%】、中学生が14人【36.8%】などとなり、特に中学生が前年より10人増加（前年比+250%）した。

女子の被害少年は30人【78.9%】で、前年より12人増加（+66.7%）した。

年別 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
検挙件数	43	60	48	59	64	46	52	59	47	66	19
検挙人員	35	46	45	57	58	42	48	44	40	37	△3
被害少年											
小学生以下	0	2	1	0	3	1	0	1	6	1	△5
うち女子	0	2	0	0	1	0	0	1	6	1	△5
中学生	9	20	15	13	15	12	15	12	4	14	10
うち女子	9	15	11	9	13	11	12	12	3	12	9
高校生	19	17	17	31	26	17	17	25	14	23	9
うち女子	14	15	11	21	22	13	11	17	6	17	11
その他の学生等	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	△2
うち女子	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	△2
有職少年	1	2	4	4	7	9	7	7	4	0	△4
うち女子	0	0	3	2	2	3	3	3	1	0	△1
無職少年	8	9	6	8	8	11	10	7	3	0	△3
うち女子	6	7	3	3	3	7	5	5	0	0	0
合計	37	50	43	56	60	50	50	53	33	38	5
うち女子	29	39	28	35	41	34	32	39	18	30	12

2 法令別検挙状況

青少年保護育成条例違反で17件（前年比+3件）、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で42件（+21件）、未成年者喫煙禁止法違反で4件（-8件）などを検挙した。

年別 法令別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
青少年保護育成条例	22	29	19	24	33	21	18	31	14	17	3
児童買春・児童ポルノ禁止法	9	11	9	16	10	9	12	15	21	42	21
児童福祉法	0	4	5	0	0	1	3	4	0	1	1
風営適正化法	1	1	3	3	5	3	4	3	0	1	1
未成年者喫煙禁止法	9	13	12	15	14	11	15	6	12	4	△8
出会い系サイト規制法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売春防止法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働基準法	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
職業安定法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	0	1	2	0	0	0	0	1	1
合計	43	60	48	59	64	46	52	59	47	66	19

第7 少年相談

1 概要

平成30年中、少年相談の受理件数は869件で、前年より236件減少（前年比-21.4%）した。

相談者別では、少年自身が102件、保護者が352件、その他が415件であった。

2 相談内容別状況

(1) 特徴

相談内容別では、家庭問題が205件【少年相談全体の23.6%】で最も多く、次いで、非行少年が123件【14.2%】、犯罪被害が94件【10.8%】、学校問題が90件【10.4%】、交友問題が45件【5.2%】などであった。



相談内容	相談者		
	少年自身	保護者	その他
非行問題	123	8	43
うち 窃盗	52	3	24
うち 薬物乱用	1	1	0
うち 性の逸脱行為	10	1	2
うち 不良行為	27	1	7
学校問題	90	9	50
うち 校内暴力	12	2	4
うち 不登校	11	0	8
うちいじめ	28	1	25
うち 生徒指導	14	1	7
家庭問題	205	18	118
うち 児童虐待	39	5	14
うち 家庭内暴力	36	1	30
交友問題	45	13	24
健康問題	8	0	3
犯罪被害	94	24	21
その他の	304	30	93
総計	869	102	352
			415

(2) 推移

年別 内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
非行問題	141	179	231	196	231	241	240	187	136	123	△13
学校問題	121	107	165	143	165	169	134	122	102	90	△12
家庭問題	115	136	142	188	226	255	250	286	234	205	△29
交友問題	54	82	59	76	71	58	55	43	46	45	△1
健康問題	19	13	25	15	17	19	7	15	16	8	△8
犯罪被害	64	89	106	140	184	168	244	139	111	94	△17
その他の	279	286	357	412	370	330	289	297	460	304	△156
合計	793	892	1,085	1,170	1,264	1,240	1,219	1,089	1,105	869	△236

3 相談者別状況

少年自身からの相談の内訳は、高校生が45件【少年自身全体の44.1%】で最も多く、次いで、中学生が26人【25.5%】、小学生が10人【9.8%】などであった。

年別 相談者別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
少年自身	72	109	161	154	170	159	171	115	149	102	△47
未成年就学生	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
小学生	1	7	16	19	24	20	21	14	20	10	△10
中学生	14	22	42	20	32	44	41	29	26	26	
高校生	40	55	57	72	64	56	65	40	67	45	△22
その他の学生等	3	9	17	7	8	15	21	5	11	6	△5
有職少年	3	5	15	27	22	11	11	13	12	7	△5
無職少年	8	5	13	7	17	9	7	13	8	3	△5
不詳	3	6	1	0	3	4	5	1	5	5	
保護者等	721	783	924	1,016	1,094	1,081	1,048	974	956	767	△189
合計	793	892	1,085	1,170	1,264	1,240	1,219	1,089	1,105	869	△236

第8 児童虐待

1 児童虐待とは

「児童虐待」は、『身体的虐待』、『性的虐待』、『ネグレクト（怠慢又は拒否）』、『心理的虐待』に類型される。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

心理的虐待

- 児童に対する著しい暴言
- 著しく拒絶的な対応
- 児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力
- その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ネグレクト（怠慢又は拒否）

- 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
- その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- 保護者以外の同居人による、児童に対する身体的虐待・性的虐待及び心理的虐待の放置

*「保護者」とは、親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
*「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 児童虐待への適切な対応

児童虐待事案において、児童を迅速、適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を發揮しつつ、地域社会のネットワークを活かしながら、連携して対処することが重要となる。

警察では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際に児童相談所への通告を行い、必要に応じて各地区の要保護児童対策地域協議会等との情報共有を図って、関係機関と緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を講じている。

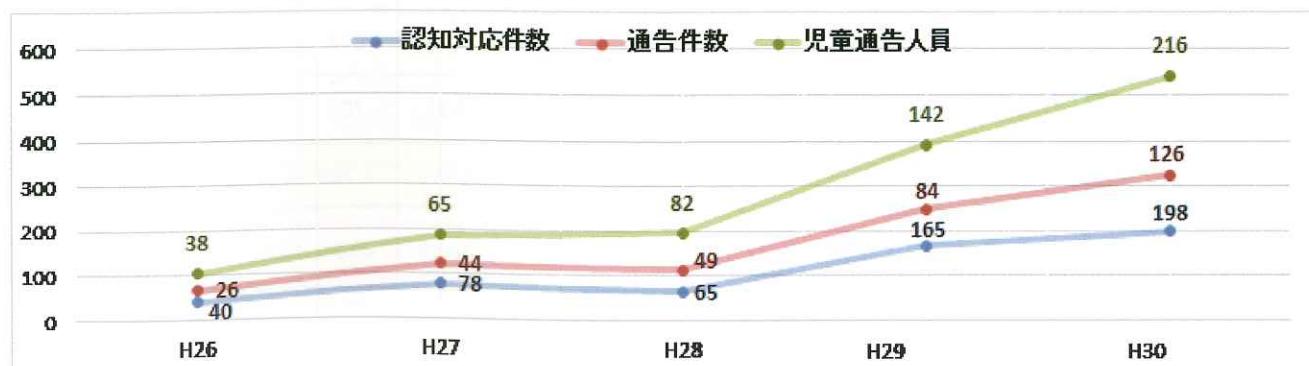


3 警察による児童虐待の対応状況

警察による児童虐待の認知対応件数は198件、警察から児童相談所への通告件数は126件、児童通告の対象となった児童は216人であった。

全国的に児童虐待への関心が高まり、警察による対応は年々増加傾向にある。

区分	年別	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
認知対応件数		40	78	65	165	198	33
通告件数		26	44	49	84	126	42
児童通告人員		38	65	82	142	216	74

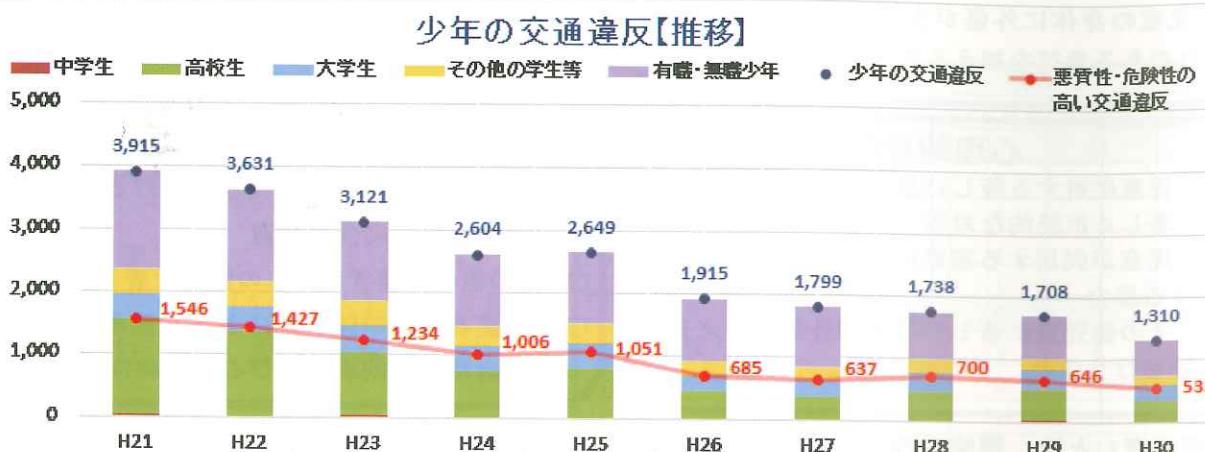


第9 少年の交通違反

1 概要

交通違反で検挙した少年は1,310人で、前年に比べて398人減少（前年比-23.3%）した。

2 推移



年別 学職別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
中 学 生	18	7	30	2	6	7	0	1	30	2	△28
高 校 生	1,533	1,348	1,013	747	792	433	372	476	487	338	△149
大 学 生	409	418	420	382	401	267	272	303	335	250	△85
その他の学生等	399	395	408	333	321	211	203	215	155	147	△8
有職・無職少年	1,556	1,463	1,250	1,140	1,129	997	952	743	701	573	△128
合 計	3,915	3,631	3,121	2,604	2,649	1,915	1,799	1,738	1,708	1,310	△398

3 悪質性・危険性の高い交通違反

無免許運転、飲酒運転、速度超過の悪質性・危険性の高い交通違反で検挙した少年は533人で、前年と比べて113人減少（-17.5%）し、少年の交通違反全体の40.7%を占めた。

このうち、速度超過が506人【悪質性・危険性の高い交通違反全体の94.9%】で最も多く、次いで、無免許運転が19人【3.6%】、飲酒運転が8人【1.5%】の順であった。

年別 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比	
高 悪 質 い 性 交 通 違 反 の	無 免 許	97	85	64	49	49	39	21	18	28	19	△9
	飲 酒	5	6	14	7	8	7	8	5	5	8	3
	速 度 超 過	1,444	1,336	1,156	950	994	639	608	677	613	506	△107
		1,546	1,427	1,234	1,006	1,051	685	637	700	646	533	△113
少年の交通違反数	3,915	3,631	3,121	2,604	2,649	1,915	1,799	1,738	1,708	1,310	△398	
上記に占める少年の 悪質性・危険性の高い 交 通 違 反 の 割 合	39.5%	39.3%	39.5%	38.6%	39.7%	35.8%	35.4%	40.3%	37.8%	40.7%	2.9%	

第10 スクールソポーター

スクールソポーター制度は全国で導入されており、本県においても、「高知県警察スクールソポーター」として平成20年4月から運用している。

平成30年4月現在、18人を少年サポートセンターと警察署（警察庁舎を含む。）に配置し、少年の非行防止や児童の安全確保を図り、学校と地域のパイプ役を果たしている。

スクールソポーターの主な活動

- ◎ 児童等に対する非行・犯罪被害防止教育の指導支援
- ◎ 量販店等に対する防犯指導
- ◎ 学校等における児童等の安全確保
- ◎ 少年の非行防止活動
- ◎ 地域安全情報等の把握及び提供、広報啓発活動



第11 少年警察ボランティア活動

少年警察ボランティアとは、警察本部長や公安委員会の委嘱を受けて、少年の非行防止や少年の健全育成に当たる民間ボランティアであり、全国で約6万人が活動している。

本県では、風営適正化法に基づき高知県公安委員会が委嘱する「少年指導委員」（定員22人）、警察本部長が委嘱する「少年補導員」（定員454人）、「少年警察大学生ボランティア」（平成30年：6人を委嘱）等が少年健全育成のための活動を行っている。

『香美地区少年補導員連絡会』（平成30年10月）

香美市少年育成センターが管理している香美市内に設置の白いポストに投函された有害図書等の回収作業に、香美地区少年補導員連絡会の少年補導員が参加しました。

香美市少年育成センター職員から少年補導員に対して、白いポストの設置目的や昨年度の回収実績等について説明があった後、回収作業を実施しました。



第12 自転車盗難被害防止モデル校活動

1 活動内容

自転車盗の被害防止活動として、被害が発生しやすい大型量販店や駅などの周辺にある中学校及び高校の中から自転車盗難被害防止モデル校を指定している。

この取組を始めた平成22年の指定校数は中学校8校、高校5校の合計13校であったが、年々拡大しており、平成30年には中学校24校、高校19校の合計43校となった。

指定校の生徒たちは、少年警察ボランティアなどと協力して、学校や量販店等において、被害に遭わないために自転車の防犯登録や施錠を促す声掛け、防犯意識高揚のため無施錠の自転車に施錠を促すエブ付け、自分達が作成したポスター、チラシや啓発グッズの配布など、充実した活動を行っている。

その結果、取組を始めた平成22年中と比較すると、自転車盗難被害認知件数が半数以下にまで減少するなど、犯罪被害抑止対策として効果的な活動のひとつとなっている。

2 自転車盗難被害認知件数の推移

年別 被害者別	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		前年比	
	うち 施錠なし	うち 施錠ナシ	うち 施錠ナシ	うち 施錠ナシ	うち 施錠ナシ	うち 施錠ナシ														
被害者全体	2,472	1,551	2,212	1,466	1,736	1,191	1,667	1,210	1,486	1,044	1,486	1,092	1,215	849	1,290	936	1,076	778	△214	△158
中・高校生	1,209	806	1,067	753	794	580	720	569	576	446	571	451	481	364	540	407	389	292	△151	△115
中学生	372	272	319	232	256	197	241	198	188	147	161	127	144	110	148	114	99	77	△49	△37
高校生	837	534	748	521	538	383	479	371	388	299	410	324	337	254	392	293	290	215	△102	△78
中・高校生の割合	48.9%		48.2%		45.7%		43.2%		38.8%		38.4%		39.6%		41.9%		36.2%		△5.7%	

被害時の施錠の有無【推移】



自転車盗難被害認知件数 中・高校生被害【推移】



3 自転車盗難被害防止モデル校指定状況

(1) 警察署別指定校数（平成30年）

署別 学校	高知	高知南	高知東	室戸	安芸	南国	土佐	佐川	須崎	窪川	中村	宿毛	合計
中学校	3	5	1	1	1	2	2	2	3	1	2	1	24
高校	4	2	0	1	2	2	2	1	2	1	1	1	19
合計	7	7	1	2	3	4	4	3	5	2	3	2	43

(2) 指定校数の推移

年別 学校	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
中学校	8	11	18	21	25	25	26	26	24
高校	5	9	16	20	20	20	18	20	19
合計	13	20	34	41	45	45	44	46	43



4 活動事例

警察署管内において、自転車盗難被害防止モデル校を指定し、各学校の特色を活かした活動や少年警察ボランティアと協力し合い、多種多様な自転車盗難被害防止の取組を行っている。

【活動事例】

高知中学校におけるセンサー式ライト付け活動

高知署、高知中学校、少年警察ボランティアが協力して、同中学校の駐輪場にセンサー式ライトを設置しました。

生徒らが積極的にセンサーライトの取付け作業を行い、駐輪場の防犯環境を整えました。



【活動事例】

地元菓子店と共同した啓発品の作成

中村署清水庁舎は地元菓子店の山下みさき堂と連携して、地元銘菓「かめおこし」の商品名を自転車のカギ掛けを呼び掛けるあいうえお作文にし、同作文のシールをかめおこしの袋へ貼り付けるなどして啓発品を作成しました。

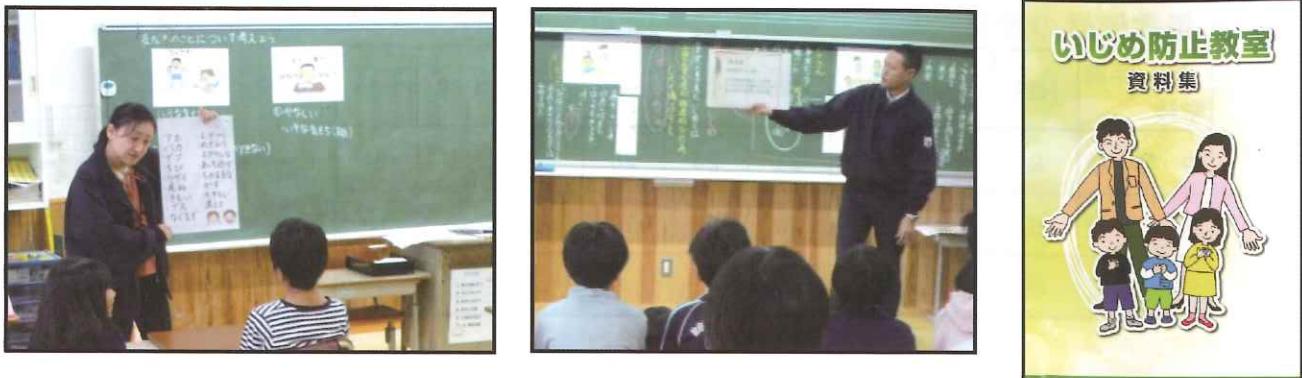
完成した啓発品は、菓子店を訪れる来客に配布し、カギ掛けを呼び掛けました。



第13 いじめ防止対策

生徒間のいじめ問題に対する取組の一環として、少年サポートセンター及び各警察署では、学校でいじめ防止教室を開催している。

開催に当たっては、少年担当警察官や少年補導職員、スクールソポーターが学校を訪問し、学校教諭と教室の内容を打ち合わせて行っており、教職員と警察職員が協力した授業を行うことにより、様々ないじめの態様を示して、児童・生徒と共にいじめ防止に対する考え方を深め、いじめのない社会をつくることの大切さを啓発している。



第14 少年を取り巻く有害環境の浄化対策

1 有害環境の浄化対策

スマートフォンやインターネット接続機能を備えた携帯ゲーム機等の普及やSNSといった不特定多数の者と交流することができるウェブサイト等が登場し、インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害が全国的に急増するなど、少年を取り巻く社会環境は厳しい状況が続いている。

警察では、少年をインターネットの利用に起因する犯罪被害から守るため、関係機関・団体と連携して、保護者に対する啓発活動、少年に対するインターネット安全利用教室、携帯電話事業者に対するフィルタリングの普及促進のための要請等の取組を行っている。

その他にも、図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者や、インターネットカフェ、カラオケボックス等の事業者、酒類・たばこの販売店などに対し、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう働き掛け、有害環境の浄化に努めている。

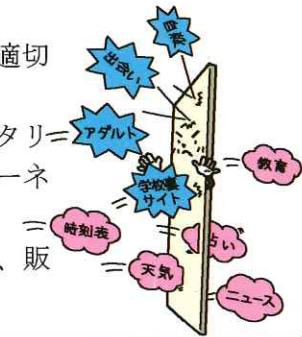


フィルタリング推奨活動

フィルタリングとは、インターネット上の不適切なサイトの閲覧や不適切なアプリの利用を制限するサービスをいう。

インターネット利用による福祉犯被害では、被害児童の大半がフィルタリングを利用していないという実態があり、また、多くの保護者がインターネットサイトの危険性を児童に注意していないという実態がある。

警察では、少年警察ボランティア等と連携して携帯電話事業所に対し、販売時のフィルタリング推奨を要請する活動を推進している。



サイバー補導

警察では、インターネット利用に起因する福祉犯等から少年を保護するため、サイバーパトロールを行っている。

インターネット上で援助交際等を求めるなどの不適切な書き込みを発見した場合には、書き込みを行った少年と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を実施している。

「サイバー補導」を端緒とした少年からの事情聴取が、福祉犯被疑者の検挙に結びつく場合があることから、「サイバー補導」の推進により、被害児童の早期救出と被害の拡大防止を図っている。



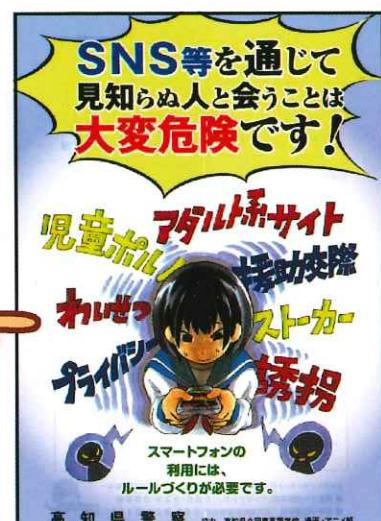
2 インターネット安全利用にかかる被害防止

現代社会においては、児童・生徒がインターネットを通じての犯罪に巻き込まれるケースや、SNSのトラブルが原因となり、いじめに繋がるケースがみられる。

そのため、警察では学校から依頼を受け、各署少年担当警察職員がインターネット安全利用について講話を正在している。

【活動事例】広報啓発チラシの作成

全国高等学校漫画選手権大会～まんが甲子園～での県内強豪校、高知県立岡豊高等学校漫画・アニメ部と共同し、「SNS等インターネットの危険性」をテーマとする広報啓発チラシを作成した。



【活動事例】

インターネットを通じた児童の犯罪被害防止に向けた啓発活動

平成30年7月24日、オーテピア(新図書館複合施設)において、関係機関と協力して、夏休み直後の中・高校生を中心にチラシやクリアファイル等の啓発物を配布しながら、インターネット利用にかかる犯罪被害防止を呼び掛けた。

